

午前10時 開議

議長（堀口武視君） ただいまから平成16年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において12番 北出寧啓君、17番 角谷英男君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第2号 住民投票の実施に係る投票管理者等の報酬に関する臨時措置条例の制定について及び日程第3、議案第10号 平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）の以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件に関し、委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長 南 良徳君。南議員。

総務文教常任委員長（南 良徳君） おはようございます。ただいま議長より報告の旨の指名を受けましたので、これより本常任委員会に付託を受けました議案第2号 住民投票の実施に係る投票管理者等の報酬に関する臨時措置条例の制定について及び議案第10号 平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）の以上2件の審査につきまして、その審査の概要並びに結果の報告を申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております常任委員会審査結果報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本常任委員会に付託されました以上2件の審査につきましては、過日の6月25日、委員並びに市長以下関係理事者の出席のもと開催し、慎重なる審査を行いました。

それでは、審査の概要を順次報告申し上げます。

まず初めに、議案第2号 住民投票の実施に係る投票管理者等の報酬に関する臨時措置条例の制定について申し上げます。

本条例の制定については、住民投票の実施に際し、投票管理者等に報酬を支給するに当たって、

現行条例では一般選挙についてのみ適用されることから、住民投票についても一般選挙に準じる新たな条例を制定するものであります。

これを受けて、本常任委員会での質疑等の概要を御報告申し上げます。

まず、今回の住民投票の実施における投票事務等に係る報酬の内訳を示せとの問いに、今回の住民投票においては、1投票所につき投票管理者を1名、投票立会人については2名を置き、投票管理者については日額1万2,500円、投票立会人については日額1万1,500円とし、投票所数については22カ所を予定しているとのことでした。

次に、住民投票における期日前投票について、その期間等を示せとの問いに、今回の住民投票について、条例において告示は投票日の5日前となっており、期日前投票は告示の翌日から投票日の前日までの4日間であり、投票時間については午前7時から午後8時までとし、投票管理者1名、投票立会人2名を置き、実施するとのことでした。

また、昨今、国政選挙、地方選挙にかかわらず投票率の低下が問題となっているが、今回の住民投票においては、本市の将来にかかわる大きな問題であるとのことから、投票率の向上につながるよう市として何らかの方策を考えているのかとの問いに、本市としては、7月号の広報で住民投票に係る住民説明会や住民投票についてその内容を掲載しており、8月号の広報やケーブルテレビの文字放送においても同様のPRに努めるとのことでした。

このことに関して、通常の選挙においては掲示板等でPRに努めているが、今回の住民投票については、より一層のPRの方法は考えられないのかとの問いに、今回の住民投票においては、選挙用の公営掲示板が使用できないため、それにかわるPRの方法として、例えば区や自治会、市の掲示板、また市内を走るコミュニティバスにも住民投票についてPRを行い、インターネットなどITも活用した中で積極的なPRに努めたいとのことでした。

また、コミュニティバスに掲示する以外にも、例えば公用車等にもポスターの掲示をしてはいいかととの問いに、今回、ポスターについては200

枚分を予算化しているが、公用車等に掲示することとなれば車両数も多いことから、必要とするポスターの枚数も多くなることから、費用面で課題もあるが、限られた予算を有効に活用して、PRに努めていきたいとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第10号 平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第2号)について、審査の概要を報告いたします。

まず初めに、補正予算のうち、住民投票に係る費用についてその内訳を示せとの問いに、開票管理者等の報酬については、当初参議院選挙において同日投票を予定し、予算計上していたが、今回単独での実施となったため、その事務に係る費用を全額計上し、投票場の立会人の報酬についても、当初合計23カ所の投票場での実施を予定し、そのうちの1カ所のみ予算を計上していたが、今回、単独実施となり、投票所数が1カ所減り22カ所となったため、最終的には21カ所分を補正予算として追加し、投票事務に係る人件費のアルバイト賃なども同様に、当初参議院選挙において支払われるものと考えていたため、この部分についても全額を計上したとのことでした。

そして、印刷製本費について減額している理由として、当初住民説明会で使用する資料については、2市2町においてそれぞれ単独で発注し、合併協議会では一括して印刷はできないとのこと、当初予算において予算計上していたが、今般泉佐野市も広報用として使いたいとのこと、3市2町において一括して印刷することとなったため、このことにより減額が生じたものであるとのことでした。

役務費の中の委託料については、電算上、住民投票における選挙対象者が変更されることから、その電算上のシステムの変更に係る諸経費を計上しているとのことでした。

次に、歳入の中の地方交付税について、このような早い時期に予算を計上している理由について示せとの問いに、当初予算においては約20億2,000万円を計上しており、うち普通交付税17

億2,000万円、特別交付税については3億円を計上しているが、普通交付税の確定時期は例年7月の末であり、特別交付税は3月ということで未確定の中ではあるが、去年は普通交付税で約19億8,000万円、特別交付税で4億7,000万円ということで、当初予算においては、これら全額を見込んで予算を計上しておらず、今回の補正については十分交付税の中で対応できるものであるとのことでした。

また、歳入中、競艇の事業収益金が雑入として計上されているが、この内容について示せとの問いに、競艇事業収益金均てん化配分金については、箕面市が開催している競艇事業からの配分金となっており、平成12年4月に、昭和45年以降に誕生した5市、すなわち泉南、四條畷、交野、大阪狭山、阪南の5市と箕面市との間において協定を結んだものであり、箕面市が開催する競艇事業収益金の一部が配分されるものであり、去年は約799万円、本年度については約721万円の配分があったとのことでした。

このことに関連して、収益金の配分が赤字になった場合において、市の負担は生じるのかとの問いに、平成12年から14年までは収益が赤字のため配分がなかったが、事業の赤字に伴う市の負担は生じないとのことでした。

また、この収益金については、使途に制約などがあるのか、あわせて前回はどのような事業等に使われたのか、その内容を示せとの問いに、この競艇事業収益金の配分金については、特段使途について制限はないが、昨今の本市の財政状況を見ると、公債費の負担の大きい中、基金として積み立てることで負担の軽減を図りたいとの考えのもと、昨年と同様、公債費管理基金に積み立てる予定であるとのことでした。

次に、歳出の中の子供と親の相談員謝礼について予算計上されているが、この内容を示せとの問いに、本事業は子供と親の相談員活用調査研究委託であり、その内容としては、児童の悩み相談、家庭・地域と学校の連携の支援、幼稚園と小学校、小学校と中学校の連携と福祉施設との連携の支援、他の学校の教育相談活動の支援となっており、本年度は新家小学校と信達小学校の2校で実施し、

各校1名ずつの相談員を配置するとのことでした。

これに関連して、本事業について、今後の予定や計画はあるのかとの問いに、本事業については2年間の委託事業であり、来年度においても引き続いて事業を継続し、期間が終了した後についても、各学校において、それぞれの課題等も抱えているので、教育委員会としても事業の継続を申し込んでいきたいとのことでした。

また、この相談員について、資格の要件や基準などがあるのかとの問いに、相談員については、原則として元教員やかつて相談業務に携わった経験者、また心理学等を専攻している大学生などで、本年度については、専門的な知識を有し、また研究を行っている大学生に委託したいとのことでした。

次に、投票広報配布委託料が計上されているが、その内容を示せとの問いに、投票広報の委託料については、通常の選挙における選挙公報と同様、各戸配布するための委託費用であるとのことでした。

次に、住民投票に係る広報予算として約120万円を計上しているが、合併に対する市民及び職員の意識の低さも懸念される中で、投票率の向上に果たしてつながるのかとの問いに、住民投票については、投票率が一番の課題であり、いかに多くの市民に周知することが重要と考えており、PRについては知恵を出し合い、ポスターの印刷についても、厳しい予算ではあるが、効果的なポスターの作成に努め、職員も一丸となって、投票率の向上と住民投票のPRに取り組んでいきたいとのことでした。

今回の住民投票の実施に関して、反対・賛成の運動や車を使つての街宣活動などの投票運動について、どのような規制があるのかとの問いに、投票運動については、原則自由であり、投票日の当日であっても賛成、反対の運動はできるが、別に宣伝カーや拡声器を使う場合には、警察等の許可が必要となるが、投票運動の中で買収や強要、脅迫などの行為はあってはならないものであるとのことでした。

このことに関して委員からは、当日の投票運動においては、投票場付近での運動によって、投票

人が賛成、反対を平穏、冷静に投票できるよう市としても十分な監督をしていただきたいとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

以上が本常任委員会に付託を受けました議案2件についての審査の経過と結果でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、私の報告とさせていただきます。

議長（堀口武視君） ただいまの2件に対する委員長報告に対し、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。 真砂議員。

21番（真砂 満君） 南委員長におかれましては、大変御苦労さまでございました。1点だけお聞かせをいただきたいと思います。

先ほど委員長の御報告の中にあつたことなんです、合併の住民投票、投票率が非常に懸念をされるというようなお話がございました。私もまさにそのように感じているところでございます。

議論の中で、ポスターの件が報告されておりました。200枚というお話でございましたけれども、効果的な方法を考えられるということであり、枚数的に非常に少ないように感じられます。特に、市の公共施設ですね、その数がどれだけあるのか、また市の広報板、結構あると思うんですけども、少なくともそういったところに啓発用のポスターを掲示をすれば、200枚程度で事足ってるのかなという素朴な疑問があるわけなんですけれども、議論の中で、少ない予算の中ではございますけれども、そういったポスター関係の枚数をふやすことが可能なかどうか、そういったことが明確に出たのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（堀口武視君） 南委員長。

総務文教常任委員長（南 良徳君） ただいま真砂議員の御質問でございます。この件につきましては、私の委員長報告以上にかなり活発な議論がございました。

ただ、最終的に皆さんの意識としては、200枚では不足じゃないかという御意見が多かったように思います。ただ、理事者側からの答弁の中で

は、最終的にじゃ何枚という明確な枚数についての答弁はなかったように思います。今回の予算を認めていただいた後に、その中でできるだけふやしていきたいと、こういう答弁であったというふうに私は思いますので、今の御質問にありますように、200枚が不足だから、じゃ何枚ですというような明確な枚数の答弁はありませんでした。

議長（堀口武視君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） たくさん議論があったと。当然だというふうに思うんです。ただ、予算でお金が こういう言い方は失礼なんかわかりませんが、お金が余ったらその分ふやしますという予算には多分なっていないと思うんですよね。人件費にしたって、そういったポスター代金にしたって、予定どおりの予算配分しかないわけなので、まあいえば、その予算を認めてしまえばないそでは振れんという形で、200枚以上のものは求められないのかなというふうに思うんですが、そこの議論はどうだったんでしょうかね。

いや、行政としてその分は理解をしたということで聞いとけばいいの、いやいやそういう御意見はあるんだけど、結局金がないんでこの程度しかできないんだというふうになるのか。予算を見れば、ほとんどが人件費で消化されてしまいますよね。そのあたりどうだったのか、委員長の感覚としてどうだったんでしょうかね。

議長（堀口武視君） 南委員長。

総務文教常任委員長（南 良徳君） 余り申し上げると、私見になってくるかなと思います。当初の答弁で、入札減でという答弁がいつときございました。ただ、入札減といいましても、金額にすればごくわずかだというふうに思います。

そういう中で、今、真砂議員も言われましたように、大半が人件費であると。先ほど報告で申し上げましたように、公用車とか各掲示板ということになりますと、かなりの枚数になってこようというふうに思いますが、その中で、今回の10号でございます補正予算の中で、ポスター代だけの入札減とかではなくて、全体的に絞れるところがあればそれをポスター代に回していくと、こういうふうに私は理解しておりますので、これ以上申し上げますと、ちょっと私見となりますので、その

辺で御理解いただきたいと。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより本2件に対し、一括して討論を行います。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これより一括して本2件を採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本2件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって議案2件については、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第3号 泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例を廃止する条例の制定についてから日程第10、議案第9号 泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上7件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案7件に関し、委員長の報告を求めます。厚生消防常任委員会委員長 北出寧啓君。北出委員長。

厚生消防常任委員長（北出寧啓君） それでは、議長の許可をいただきましたので、厚生消防常任委員会から委員長報告を申し上げたいと思います。

ただいま議長より報告の旨の指名を受けましたので、これより本定例会において厚生消防常任委員会に付託を受けました議案第3号 泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第4号 泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 泉南市母子家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議

案第 8 号 泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号 泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての以上 7 件の審査につきまして、その審査の概要並びに結果の御報告を申し上げます。

なお、審査結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付しております本常任委員会審査結果報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本常任委員会は、去る 6 月 25 日、委員並びに関係理事者の出席のもと開催し、慎重に審査を行いました。

それでは、委員会における審査の概要及び結果について、順次御報告を申し上げます。

まず初めに、議案第 3 号 泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例を廃止する条例の制定についてから議案第 7 号 泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 5 件については、いずれも関連がございますので、一括して御報告を申し上げます。

今回の提案は、議案第 3 号については、被用者保険本人で付加給付を受ける者に対する障害者及びひとり親家庭医療費の助成制度については、それぞれ国民健康保険法等の被保険者等に対する当該医療費の助成制度に制度統合することから、被用者保険本人に対する医療費助成について定めを置いていた関係条例を廃止するためであり、議案第 4 号については、大阪府医療費助成制度の制度改革が本年 11 月 1 日をもって実施されることに伴い、助成の範囲について一部自己負担の導入を図る等の改正を行うためであり、議案第 5 号についても、大阪府医療費助成制度の制度改革が本年 11 月 1 日をもって実施されることに伴い、他の制度により実施していた被用者保険本人に対する医療費助成についても、新たにこの医療費助成制度に加えることとした上、従来の母子家庭のほか、父子家庭を新たに受給対象とし、その助成の範囲についても一部負担の導入を図る等の改正を行うためであり、議案第 6 号についても、大阪府医療費助成制度の制度改革が本年 11 月 1 日をもって

実施されることに伴い、医療費助成の受給対象者の要件等について所要の改正を行うためであり、議案第 7 号についても大阪府医療費助成制度の制度改革が本年 11 月 1 日をもって実施されることに伴い、他の制度により実施していた被用者保険本人に対する医療費助成についても、新たにこの医療費助成制度に加えることとした上、対象となる者の所得基準に変更を加え、その助成の範囲についても一部自己負担の導入を図る等の改正を行うためという趣旨の提案であり、この意を受けて本条例案の審査を行いました。

質疑の中で、まず初めに、今回の改正については府の改正により行うものであるが、その目的としては、福祉施策を持続可能なものにし、また充実するためと言うが、一方では明らかに厳しくなっている部分がある中で、市としては府の制度をそのまま導入するのか、市としての見解を示せとの問いに、少子・高齢化が急速に進む中で、こういった福祉制度を長く維持して、続けられるようなシステムに変えていくのが今回の改正の趣旨であり、内容的には受益者負担の導入など厳しくなっている部分もあるが、片や母子家庭の医療費の助成に父子家庭も適用するなど新たな福祉施策を展開している部分もある。

これらの制度は、もともと府の制度としてスタートしたものに市が相乗りした形で施策を展開しており、原則的には府の制度改革に準じざるを得ないが、一方では、新たな福祉施策の展開があり、これについては、府と市町村とで協議会をつくり、その中で市町村にとって有利になるような施策のチェック、見直しを行っているところであり、本市としても平成 17 年度に施策を充実させるということで、取り入れられるものは取り入れていきたいと考えているとのことでした。

これに対して、市独自で何か福祉施策を展開する考えがあるのかとの問いに、府が考えている施策と、市が行っていく施策とを総合的に考え、府の施策に相乗りするものと市としてできるものを整理する必要があるが、これについては平成 16 年度中に一定の整理ができる予定であり、今の時点で具体的な内容については回答できないが、総合的に検討した中で市民に還元できる形で考えてい

きたいとのことでした。

これに関連して、特に乳幼児医療費の助成に対して、本市の財政事情も考える必要があるが、市として対象となる歳児の引き上げについて行う予定はないのかとの問いに、本市において4つの医療費の助成について改正される中で、市の負担が軽減される額について総合的に還元していきたいと考えており、現在の市の財政事情も踏まえた中で、平成16年度中に一定の整理をしていきたいと考えているとのことでした。

これに対して、今日、日本の出生率は1.29という低い状況にあるが、市としてもこういう状況の中で少子化対策、乳幼児対策については一層の政策展開を図るべきであり、子供を産みやすく、育てやすい環境づくりに努力していただきたいとの意見がありました。

以上で、質疑を終結し、続いて討論、採決に入りました。

まず、討論の中で、今回の医療費の助成制度の改正は、乳幼児を初め、母子家庭、老人、身体障害者及び知的障害者といった弱者に負担を押しつけるものであり、特に、少子・高齢化が問題になっている中、子育て支援など、すぐにも導入しなければならぬ施策を導入しないままでこれを導入することは、市民生活を考える上で問題であり、5件についてはいずれも反対であるとの討論がありました。

かくして採決の結果、5件については、いずれも賛成多数でもって原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第8号 泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

今回の提案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により、本市の関係条例においても所要の改正を行うためという趣旨の提案であり、この意を受けて本条例案の審査を行いました。

本議案については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致でもって原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第9号 泉南市火災予防条例の一部

を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

今回の提案は、消防庁次長通知に基づき、禁煙に関する社会情勢の変化に対応するため、消防庁が指定する場所の禁煙に係る措置を規定する部分について改正を行うこととし、また劇場等の建築物の多様化に伴い、客席及び避難通路に関する規定についても改正を行うためという趣旨の提案であり、この意を受けて本条例案の審査を行いました。

質疑の中で、公共施設を全館禁煙とするのか、あるいは喫煙室を設けるのか。財政問題、税問題が関係する中で健康面を考えるのであれば、ぜひ公共施設を全館禁煙にさせていただきたいと思うが、その点について市の見解を示せとの問いに、この問題については、保健所の所長からも禁煙の要請を受けているところであり、また最近、大阪府内の各自治体も禁煙の方向で進んでいる昨今、本市においても第3次行政改革でもこの禁煙問題を議論し、ことし秋ごろまでには一定の考えを示し、議会の意見も拝聴しながら対応したい考えであるとのことでした。

以上で質疑を終結し、かくして討論、採決の結果、討論はなく、全会一致でもって原案どおり可決することに決しました。

以上、甚だ簡単でございますが、本常任委員会に付託されました議案7件の議案審査の概要並びに結果についての私の報告とさせていただきます。議長（堀口武視君） ただいまの7件に対する委員長の報告に対し、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これより本7件に対し、一括して討論を行います。討論ありませんか。 大森議員。

4番（大森和夫君） 日本共産党を代表しまして議案第3、4、5、6、7号に反対の立場で討論いたします。

議案3、4、5、6、7号は、乳幼児、障害者、高齢者、ひとり親家庭の弱者いじめのもので到底認めることはできません。景気は一部の大企業だけが上向き、しかし全体的には中小企業は依然深刻な状態です。雇用もアルバイトやフリーターばかり、正社員など安定した雇用は引き続き厳しい

状態です。特に、中小企業のまち大阪、とりわけ泉州筋では、不況の影響で市民生活は危機的な状況にあります。

こんなとき政治に求められているのは何でしょうか。私たちの仕事は、市民生活を応援すること、希望の持てる社会をつくることではないでしょうか。

大阪府は、財政難を理由に乳幼児、障害者、高齢者、ひとり親家庭に対し、自己負担制の導入と所得制限による助成の縮小など負担を押しつけてきています。一方、不要不急なむだな公共事業はそのまま継続しています。この大型公共事業を減らせば、このような弱者に負担を押しつけることもなく、少なくとも現状の制度を維持し、さらに発展させることができます。市民の納めた税金は市民に返す。ヨーロッパのように公共事業より社会保障に税金を使うことが求められています。

これらの議案が可決すれば、年間4,000万円もの負担がこれらの弱者に覆いかぶさります。市はその分4,000万円が浮き、収入増になります。この収入増分は、負担を受ける市民に還元すべきであります。市は、何らかの新たな支援する制度の必要性を認めていますが、具体策は先送りされています。

少子・高齢化社会の中、乳幼児医療の歳児の引き上げや高齢者、障害者など各種激励金や援助金の復活を求める声が多くあります。こういう声にこたえない本議案の提案に対し、反対をいたします。

以上で討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本7件に対する討論を終結いたします。

これより7件のうち、初めに議案第3号から議案第7号までの以上5件を一括して採決いたします。

本5件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本5件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって本5件は、いずれも原案どおり可とすることに決しました。

次に、ただいま採決いたしました5件を除く議案第8号及び議案第9号の以上2件について、これより一括して採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本2件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって本2件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案どおり可とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午後 1時 5分 再開

議長（堀口武視君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第11、議員提出議案第10号 泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し上山 忠君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。上山 忠君。10番（上山 忠君） 議員提出議案第10号、泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

提案理由。

近年、地方自治体における行政内容は地域住民の自治意識の高揚と地方自治の進展に伴い、非常に複雑多岐にわたり、ますます高度な対応を迫られることとなっているが、かたや、それと平行して、今や国策の一つである行財政改革の推進が叫ばれ、それに伴う国内世論及び近隣都市の動向（高石市人口62,260人で議員条例定数17人、泉大津市人口75,091人で議員条例定数18人、和泉市人口172,974人で議員条例定数26人、岸和田市人口200,104人で議員条例定数28人、貝塚市人口88,523人で議員条例定数22人、泉佐野市人口96,064人で議員条例定数23人、泉南市人口64,152人で議員条例定数2

3人、阪南市人口58,193人で議員条例定数20人)と同時に経済基調の変化を考え合わせた中で、特に本市議会議員の条例定数については、見直しをはかる時期が到来しているものと思慮する。

しかるに、本市議会の条例定数は、地方自治法に規定されている法定数(30人)より、現在既に7人を減員しているが、この際、社会的情勢を勘案して本市議会自ら、さらに3人減員し、議員条例定数を20人とし、その任を全うすると同時に、本市行財政改革の一助となすべく本案を提出する。

泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例

泉南市議会議員定数条例(昭和56年7月1日条例第16号)の一部を次のように改正する。

本則中「23人」を「20人」に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長(堀口武視君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 松本議員。

11番(松本雪美君) 先日、新聞の記事にも出てたりして、13年の12月31日現在で6万人から7万人規模の市における議員定数については、該当する自治体は全国で62市。これで合計1,530人だったということですが、1市当たりの平均値をとってみましたら24.67人と、こういうことになっています。

それから、全国の市議会一覧表、それぞれの自治体での状況をもう一度もうちょっと詳しく見てみますと、3万から5万ですね。さっきは6万から7万と言ったんですが、3万から5万までの自治体のうちで、23人以上の自治体は82自治体あるんですね。

議員定数の問題でいいましたら、その少ないだけが市民に財源的な部分で貢献できる、そういうことだけでは、私はぐあい悪いと思うんです。住民の隅々の声をしっかり拾い上げて、そして行政と議会のチェック機能がきちっと働くような議会でなければいかんと思うんですね。

そういう点では、どんなふうを考えてこの自治体の議員の定数削減を今回提案されたのか、その辺について詳しく御説明してほしいなと。

特に、大阪府は、いろいろあると思うんですが、関西国際空港建設以来、それに付随するいろんな公共事業で、どの自治体も厳しい財政状況になって、赤字を抱えるとか、そういうこともあるんですけども、しかし関空の建設以来、議員定数がその辺で一番簡単に財政、財源を減らしていくことができるということで、そういうふうな人数の削減がどんどん強行されてきたんですけども、一目瞭然で、こういう全国自治体の議員定数の一覧なんか見てみましても、特に大阪はどんどん減らされていっている、特に多いまちになっているんですね。多いところになっているんですよ。だから、他の市町村でいいましても、今言うたみたいに3万のところでも4万のところでも、自治体は23人以上のところがたくさんあるということをごここで1つ紹介してもらいたいなと、そう思います。

議長(堀口武視君) 上山議員。

10番(上山 忠君) 松本議員の質問にお答えいたします。

先ほど市議会で3万から5万の人口のところでも23名以上が82とかいう形ですけども、私がこのたび提案した議員の定数につきましては、やっぱり我々が住んでる地域というところを重要視しなければならないと思います。それで、先ほど申しましたように、大和川以南という形の中の人口及び議員定数を言いました。

先ほど松本さんが、議員の数が少なくなれば市民の声が隅々に届かないと言われましたけども、今、23名でいきますと、泉南市議員1人当たり2,789名になるわけなんですね。それがお隣の泉佐野市なんかは議員1人当たりの人口は4,176人ということで、この泉南市より1,000人も多いわけです。しかし、ちゃんと住民の声を聞いて議会活動をやっておられるということで、一概にそういうふうな言い方はできないと思うんで、私はこういう形の中で、近隣の動向というのはやはり重要視しなければならないし、議員の数が減ったからといって住民の意見を酌み上げられないというふうにはならないと思っております。

以上でございます。

議長(堀口武視君) 松本議員。

11番(松本雪美君) お金のことだけで言いますと、議員の人数が少なければ、本当にその分だけ出て行くお金が少ないわけですから、一言でそれでいいと言い切ってしまうことは、私はさっきも言いましたようにできないと思うんですよね。

議員の人数を少なくしなくても、例えば報酬やら、それからいろいろ行政視察に行くときの費用なんかを含めて、そういうものでも削減をしていけば、それに値するぐらいの削減ができるんじゃないかなと、そういうふうにも思います。

それから、当然、人数が少なくなるということになれば、選挙したときにはたくさんのつながりを持っている人たち、それから一定地域での影響力を持った人たち、そういう人たちが議会に登場はしやすいですけれども、そうでない、例えば青年やとか、それから若い方とか、それから女性やとか、それから当然いろんな層の人に議会に登場してもらって、それぞれの皆さんの要求を議会の中で反映して、我々の納めた税金がちゃんと公平に使われてるかどうか、そういうことをきちんとチェックしていける。いろんな各団体や各層の人たちのそういう声がどんどん届いてこそ公平な行政を進めていくことができると、私はそういうふうに思いますし、当然憲法で保障された政治に参加する機会を薄くするような形での議員定数削減については、やっぱりぐあいが悪いと思うんですね。

それと、先ほど人口の問題をおっしゃいましたが、当然泉佐野市は人口の多いまちですから、地域的にいっても泉南よりか地域は少しは広いかもしれないんですが、人口の密集度というのはもう格段の差があると思いますね。

そういう点でいいにしても、当然人口の差はあって当たり前ですし、人口だけで見て市民の声をどう反映できるかどうかということで見たら、1人当たりの議員が市民の声を聞くときの人数の出し方というようなことだけでは、これも本当に正しくはないと思いますね。きちっと行政の中身をチェックする、むだなお金の使い方がされてないかどうかをチェックしてこそ、初めて行財政改革だってきちっとできることでありますから、そういう点ではどのように考えておられるでしょうか。

議長(堀口武視君) 上山議員。

10番(上山 忠君) 人口によってということでは言われましたけども、やはり我々は市民から選ばれて議員としてやっている以上、市民の声というやつは大事にしなければならないということなんですよね。

それと、議員としての役目というのは、これは定数が何ぼあろうと関係ない。議員は議員としての役目をちゃんと果たしてこそ、市民からの信託を受けてきているわけですから、そういう中でやはり議員は議員としての自助努力をすべきだと思います。

ですから、定数という形の中でとらまえては、やはり流れの中で、近隣、先ほども申しましたような形の中で、やはり泉南市だけがそれでええのかということには、私はならないと思います。

そういう形の中で、申しましたように行財政改革の一環を担うということで見ますと、職員の人件費、平成15年度当たりで見ますと、1億2,100万円減額になっているわけなんですわね。それと、使用料、手数料で市民負担は4,600万円ふえてるわけなんですわね。そういう中で、やはり議会がこのまま何もしまいでいいのかという声も1つはあります。

そういう中で、本来、議員としての仕事をやるということは、定数とは私は関係ないと思っておりますけども、先ほども申しましたような形の中で、3名減らして20名にするべきだという意見を私は持っておりますので、これを皆さんにお諮りしてるところでございます。よろしく申し上げます。

議長(堀口武視君) 質問者に申し上げます。ポイントを絞って明確に御質疑ください。松本議員。

11番(松本雪美君) 職員の皆さんも、給与の削減やとかそういう形で実施されて、大変な思いをされているというのは、それは私たちもわかっております。

しかし、議員の定数を削減するというようなやり方でなくて、さっきも言いましたけども、報酬や行政視察なんかの政務調査費の削減なんかを行って、当然必要なそういう行財政改革には私たちもやるべきことはやらないかと、そういう立場

です。だから、定数削減については反対であります。そういうことです。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

巴里議員。

22番（巴里英一君） ただいま提案されました議員提出議案第9号について、提案者であります上山議員に13点を1点1点御答弁あればと願ってお聞きをしたいと思えます。

まず初めに、お聞きします。大変失礼かと思えますけれども、あなたは私から見ても、非常に財政的に明るく、頭脳明晰、言語明瞭というふうに信を置けますので、そういった意味ではこの議案は十分研究して、また熟知され、そういった意味での提案かというふうに思慮いたします。

私は、この13点と言いますが、まことにつかない質問になるかと思っており、恐縮ですが、あなたには第1点目に入る前にまず御質問したいと思えます。

あなたは、議員になられる前は労働組合の幹部であったと、労働運動に寄与していた活動家であったということをお聞きしております。ですから、あなたそのものは民主主義の原理原則、この基本は聞くまでもないというふうに思いますが、ここで改めてそのことをお示し願えればと。そういった民主主義の基本原則は何なのかということをお聞きのためにお教え願えればと思えます。いかがでしょうか。

2点目は、私は議員の一員として、この提案は看過できない問題であるのでお聞きするわけですが、本提案そのものは400字余りの文章で構成されております。その中でそれぞれ分析いたしますと、かなり高度な分析をさせていただきただくほどややこしくなるかなと思えますので、できるだけ簡単にと書いて書いたのが、実は13点だと御理解いただければと思えます。

あなたは、この議案提出に至るまでの経過ですね。あなたたちが議論、協議ですね、これを議会としてなされたのかどうか。あれば秘密会ではないと思えますので、その内容をお聞かせ願えればありがたいなと思えます。日

日ごろは、議会は言論の場として認識されて発言されているあなたですから、まさか議論以前に

結論があるような提案をされるとは私は思っておりませんが、その点いかがでしょうか。そういった意味では、重要な議案だという認識はされているかと思えますので、その点も含めてお答えいただきたい。

いやいや、これで多数があればいいんだと、これが民主主義的なんだと、賛成しないというか、その以外の方々に声をかけなくてもいいんだと、そんな必要はないと、そのようなお考えでこの議案が出されたというふうに思われませんが、これ前年の3月から出されて、たびたび議案が成立されないまま来ておるわけですね。そういう意味では、あなたはこの提案は民主主義に基づき、このことが市民の信託にこたえているというお考えでしょうか。その点、お答えください。

3点目は、提案にあります財政の厳しさは私も承知しております。先ほどの松本議員にも、そういった行財政に寄与するという意味のお答えをされているわけがありますけれども、ならば議員削減はどのように行財政改革に寄与するのか。そのメリットとデメリットをお示し願えればありがたい。できれば具体的数字をお示しただければと思えますが、いかがでしょうか。

4点目、提案の3名削減し20名とすることが適正適法であるとあなたは思われているのでしょうか。何を以て適正なのか。

この文書を読みますと、他市を例に出されての提案であります。この提案内容だけでは、泉南市の将来像や展望は見えません。ただ、単に議員の数を、員を減らせばそれでよいとする展望なき提案のように思いますが、そうでないと言われるのであるならば、具体的にその根拠をお示し願えればと思えます。

5点目、この問い2でもお尋ねしておりますが、当然議員は市民の負託を受けて市民の代表として、市政執行を各般にわたり報告して、重要な役割を担っていることは言わずもがなのことです。そのために、削減という議員全体の身分にかかわる問題は、当然公式、非公式を問わず、十分な議論と協議の結果、提案し、賛否を問うべき性質のものではないかというように私は思えます。そのようなことは一切なく、他の議員さんは言いませ

んが、私自身が知らないままこういったことが協議されて、そしてこれを強行しようとする。毎回提案している。この理由は一体何なのか。

ただ、私から言わせれば、反対するだろうから議論や協議をしない、その必要はないんだというふうにあなたは思っておられるのかどうか。そうでないのかどうか。そういった意味の方々は協議、議論する必要はないというのがあなたの立っているところですか、お答えください。

6点目は、国は行財政改革の推進を叫ばれているというふうにはあなたはこの文書で発言されております。そうですね。いまや国策の1つであるというふうに書かれていますね。国の行財政改革というのは、一体ねらいはどこにあるのか、那邊にあるのか、御承知ならお示し願いたいと思います。

また、そのことが直接地方議員の削減にどうつながるのか。国策と言うなら国会や府会議員、地方県会議員も都道府県議会というのもありますけれども、なぜみずから削減しないんですか。そういった要望もしないんですかね。その範を示さないのか、私は疑問を持っています。地方議会として、そのことは当然要望すべき問題なんじゃないですか。なぜ、そのことはせずに、これだけ出されるのかということが疑問符であります。

7点目として、これも4点目にお聞きしておりますが、近隣市の人口と定数を例に挙げて、主たる理由に挙げてますね、これ。括弧書きの中に、先ほど提案の趣旨で読まれております。このことは地方自治法そのものに問題があるんですか。当然、地方自治法を御承知だと思いますから、また他市を例にとって見習うというなら、その他の部分についてもそうすべきではないのか。この部分だけ見習うんだという都合の解釈をすることはいいんじゃないんですか。他の部分についても、そういう意味では見直しを図るといふことの問題も含めて提案されるべきだと思いますけれども、なぜ部分提案になるのか、その点をお答えいただきたいと思います。

8点目、諸般の情勢とは一体どのことを指すのか、諸般というのは。私の理解が違うのか、その諸般の情勢というものをお示し願いたいと思います。

この諸般の情勢には、昨年3月に、あなたは議会運営委員会の委員でありますから、そのとき提案を出されました。そして、理由として取り下げました。そのときあなたは、諸般の情勢と言いましたな。その諸般の情勢について、今改めてお聞きしますが、一体諸般とは何を以て諸般と言われるのか。そういった意味をお示し願いたい。

9点目、この中に、経済基調の変化を考え合わせた中で、特に本市議会議員定数の見直しを図る時期が到来した、こう述べておりますね。経済基調の変化とは何を指すのか。そのことと削減はどうつながるのか。市財政に寄与するとのことを言われていると思うんですが、その他の問題を含めてのことなのか。ならばその他のこととは一体何なのか。この点もおわかりであればお示し願いたいと思います

10点目、さらに定数削減で議会がどのように活性化し、あるいは市民の負託にこたえられると、あるいはどのような議会状況になるのか、このお考えと確信のほどをお聞かせ願いたいと思います。

先ほどは議員それぞれの問題だというふうな、そういう言い方をしてなかったかな。間違うとったら御訂正いただきたいと思います。議会が何もしないとできないと……。何か世間に言うからやるんだみたいに聞こえるような答弁でありましたんで、そういった意味でもちょっとわかりかねるんで、そういった確信のほどをお願いいたします。

11点目、本案件は当然重要でありますから、そういった考え方で提案されると私は思慮いたします。決して、あなたの提案は否定するものではないんですよ。そういう意味では、理解いただかなきゃならないかなと思うんですが、そういった意味で重要であればあるほど、先ほども申し上げたように議会全体の問題として提起されて、全協あるいは公式、非公式を問わず十分な協議をして、だから一番最初に聞いたのはそういう意味なんです、民主的という意味は、実行すべきものだと思います。どうして協議など行わないのかということになるんですね。だから、最初のお答えによってこの問題が浮上してきますので、十分注意して御答弁いただきたいと思います。

このことを強行しようとする 失礼ですが、私から見たらですよ、他の方はわかりませんから。なぜか、その理由をお示し願いたいなと思います。なぜなのかということ。

他の議員、先ほど申し上げましたように必要ないということになるのかなど。いや、提案したら、ここで論議したら十分それに値するんだということのお考えなのかね。あなたはそういう考えないと思うんですがね。これは先ほど申し上げたので、後々の質問の内容については、今申し上げた内容で大体おわかりかと思えます。

1 2 点目、これは先ほど申し上げたように、たしか3月議会であなたが諸般のということで取り下げました。この点は、諸般と言うなら、上げるときに、御答弁したときの諸般ということは、いわゆる議会運営委員会に提案されるときに、本来ならきちっと説明するべき、私は聞くべきだったかなというのは、今にして思う話で、こんな場所で本来は聞くべきでないかもわかりません。でも、できたら先ほど申し上げたこととあわせて、お答えいただければなという思いでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

1 3 点目にお聞きします。3人削減して議員定数を20人とすることとし、その任を全うすると同時に、本市行政改革の一助となすべき本案を提出すると結んでますよね。その任を全うする。似たような形でずうっと質問をかけてるわけですが、その任を全うするとおっしゃるのは、どういうことなのか。本市行革の一助と言うならば、11点でも述べてますけれども、議会改革及び財政全般にわたるべきものが本来の議会の市民の負託、議会としての任務ではないか、役割でないのかといったことが言われます。

文字にして約400字余りです。しかし、この中に含んでる問題は、確かに非常に多岐にわたってます。国から地方行政、各市における問題、市の将来像における中身を含んでるがために、もう少し書き方が単純であればわかったかなというふうに思うんですけども、こういうふうにかかれると、このままそうですかというわけにいきませんので、ひとつまことに同僚議員で聞きにくい話ですが、失礼してお聞きしたいと思えますので、お

答えいただければと思います。

以上です。

議長（堀口武視君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 巴里議員の質問、多岐にわたっておりますので、抜けておればまたよろしくお願いたします。

まず1番目に、議員になる前は労働組合の役員として頑張っておられたということで、民主主義の原点は何かということのお尋ねであったかと思うんですけど、民主主義の原点は話し合いだと思っております。

それと、2番目にこの定数削減案を出すに当たって、議会として協議したのかという御質問だったと思うんですけども、正式には協議はしてないですけども、一応1回だけ集まってこの定数問題について議論をしたことはあったかなと記憶しております。

それと、財政の厳しさの中に、定数を減らすことによってどのように寄与できるかというふうな御質問だったかと思うんですけど、議員1人やっぱり年間1,000万円を超す歳費が支払われております。そういう中で、松本議員の質問にもお答えしたように、やはり1人減らすことによって1,000万円の財政的に寄与できるという形で理解しております。

それと、適正について、何をもって適正とするのか、展望なき削減になっているんじゃないかという御質問だったと思うんですけども、やはり適正というのは、これはいろんな議論があると思うんですけども、我々としては、この20名が適正であるというふうな判断をいたしております。

それと、市民の代表として十分な議論がなされたのかということ、毎回出しているのはなぜかということ、その中に議論する必要はないと思ったのかというふうな質問だったと思うんですけども、我々は議会としての正式な議論はしておりませんが、しかし市民の声を聞く中に、やはり議員が議員としての仕事をしてない、数が多いというふうな声がございます。そういう中で、やはり議員として我々も真摯に反省すべきじゃないかなと思ってるんですけども。

それと、行財政改革の国のねらいはどうか、

地方議会としてどうしなければならないのかというふうな質問だったと思うんですが、国は700兆円を超す借金が今あります。そういう中で、今、三位一体改革とか地方分権とかという中で、やはり国としてはもっとスリム化した中をねらっているんじゃないかと。これが1つは、私は合併問題もそこに来てるんじゃないかと思っております。

特に国は、要は今3,300ある市町村を1,000以下にしようというふうな形の中で合併という動きをしております。それはなぜなのかということでございますと、目標としては1万人以下の町村を合併させようということは、その分だけ経費削減をねらってる合併だと私は思っております。それですから、行財政改革、国の借金が700兆円を超すような時代の中で、やっぱりもっとスリム化して、本当に必要なお金は必要なところに使うというふうな形が必要じゃないかと思っております。

それと、近隣都市の人口と定数、地方自治法に問題があるのではというお尋ねがあったと思うんですけども、やはり我々もこの泉州という地域の中に住んでおって、市民の方々は近隣都市の動向を見ておられます。そういう中で、定数というのは議員みずからが決めていくべき問題じゃないかと思っております。

それと、諸般の事情の状態はどういうことかというふうなお尋ねでしたんですけど、あのときに言った諸般の事情というのは、ちょっと今は思い出せませんので、申しわけないですけども、御答弁できません。

それと、経済基調の変化ということとは、基本的には構造不況の中で、議員の報酬を下げるのか、議員定数を削減するかの二者択一だと思っております。そういう中で、自治意識の高まりと地方自治の進展及び行政機能の多様化、複雑化の観点から議員定数削減が妥当であると私は考えました。各市とも基調は報酬削減でなく定数削減であり、それが妥当だと考えておる一人でございます。

それと、削減することによって議会が活性化できるのかという問いであったかと思うんですけども、議会が活性化するということは、議員一人一人が市民の負託を受けて、ちゃんとした議員とし

ての動き等をするべきであり、なお我々議員としての専門性が要求されているような状態でございます。

さらに、情報公開の時代は、議員一人一人が市の現状に対する評価や意見を絶えず情報として提供する義務が発生し、議員活動の諸費用がますます増加してる中で、やはり議員が議員の本来の仕事をするということは、定数削減しなくてもできるんじゃないかというふうな御意見だと思うんですけども、我々は、削減したとしても議会議員本来の仕事をすることによって活性化できるんじゃないかと思っております。

それと、議会全体としての協議はなぜできなかったのかというふうなお話でございましたけども、一遍やって、今回が6回目の提案でございまして、初めてこの議場で議論させていただくことになりました。それまでいろんな話はあったんですけども、反対、賛成という色分けをした中で、やっぱりこれは見解の相違だというふうにも考えますけども、やはり議会全体としての全協なり代表者会議なりということができなかったのかということで、できない雰囲気にあったと。

それと、議場での論戦だけで済むのかというふうな御意見ですけども、やはり議場での論戦をすることによって、この議会が活性化できるんじゃないかと思っておりますので、よろしく。

それと、本市の一助となるべきその任を全うするというので、この件につきましては、今、泉南市が抱えている一番の問題は、財政問題でございます。そういう中で、泉南市の人件費は他市と比べて、人口が同一規模の市と比べても約14ポイントほど高いという評価をされております。

ですから、人件費を下げる。この人件費の中には議員の歳費も入っております。そういう中で、議員1人削減することによって、やはり年間3,000万、4年間で1億2,000万という削減ができます。そういうことは、本市の行財政改革で一助になるんじゃないかと思っております。

答弁ができてないところがありましたら、またよろしく願いいたします。

議長（堀口武視君） 1つだけ答弁が抜けているのは、他市の例で部分的にやるのか、議員定数だ

けじゃなく、ほかの例があるやろという質問があるわけです。

10番(上山 忠君) 議員定数だけでやるんかということですけども、いろんな問題点ございます。しかし、今回は議員定数という問題をとらまえて提案させていただいております。議論すべき点は多種多様だと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長(堀口武視君) 巴里議員。

22番(巴里英一君) 問いかけたのが非常に長いかな。お答えが短かったかなと。

1点目なんですけども、原点は話し合いとおっしゃいましたね。話し合いされましたか。だれと、いつ、どこで、何を、これをまず答えていただけますか。民主主義の原則というのは御承知じゃないんですか。話し合いというのは、合議制というんですよ。民主主義というのは議論を戦わせるんですよ。少数意見も尊重するんですよ。そして、最後は多数に従う。これは原則なんです。御存じじゃないですか。これ、お答えください、先に。どちらから見たって一緒ですよ。合議制ですよ。これだけね、民主主義が消えてしまったら……。

議長(堀口武視君) 上山議員、答弁ありませんか。 上山議員。

10番(上山 忠君) 巴里議員の今の御質問でございますけども、やはり民主主義の原点は話し合い、合議制、私はそれはそのとおりだと思っております。そういう中で、少数意見も尊重しながらということで、最終的には数の原理になると思えます。

そういう中で、話し合いをしたのかというふうな御意見だったと思うんですけども、その辺ちょっと記憶の中に定かでないので、ここでの御答弁は差し控えさせていただきます。

議長(堀口武視君) 巴里議員。

22番(巴里英一君) 私は、こういう案件はこれだけやっぱり厳しく言わなきゃならないような案件ですから、お互いに相談して、私が反対であろうが賛成であろうが、それで私は出しますよと、賛同して出しますよと言うんだったら、それはいいと思うんですよ。それは当然でしょう。今、おっしゃってるのはそのとおりなんですよ。なら、

なぜそれをしなかったんですかと聞いてるんです。せぬまま出したことが正しいのかどうかと云ってるんですよ

議会で論議すれば済むという話じゃなしに、議会以前に一定の方向性を皆さんで議論し、出して、これでいきますと、それで賛否を問うというのが、これこそ多数に従うですよ。

だから、絶えず何でもかんでも本会議でやるんだということではないと思うんです。それなりに機関を設けてるわけですから、事前にやるべき機関というのはあると聞いてるはずですよ。全協もあれば代者会議もあれば会派交流もあると思うんで、そういったことをあなたがなされてないことが問題じゃないですか、それが民主主義なんですかと聞いてるんですよ、簡単な言い方をすりゃ。

それで、私はお百姓されてる人が出てきて議員やってるんだったら、私はこんなこと聞きません。でも、あなたは労働組合の委員長までなされた方だと聞いてますから 書記長ですか。書記長ですね。書記長と言ったらかなめですよ、我々の経験からいえば。それなら、対会社、経営者との交渉でもそのことを基本に据えなきゃならないんですよ。労働者の権利を守れと言うてるんでしょう。議会としても我々の権利を守るわけですよ。その権利を守るためには、守りだけの方法論をきちんと踏んでこななきゃならないということを民主主義だと言うんですよ。それを、あなたなさらなかったじゃないですかと、それをあなたが出身を含めて依拠するところに合致してるんですか、それがあなたのおっしゃる民主主義なんですかということをお聞きしたわけなんですよ。

それなら話し合い、原点は話し合いと。それは合議なんですよ。談合とも言いますよ、言葉は。いやいや、これは今悪い意味ですが、ほんとは談合なんですよ。談とは談じるですからね、それで合わすんですからね、最後は。言葉としては、用語の意味はそうなんですけども、今は余りええ意味でとりませんけども、本来は議論するということになると思うんです、我々の言葉で言えば。そういう点は、あなたは失してるんじゃないですか。なら、その反省もなしに、失礼ながらこういう出され方をすると、問題点がありますよと。

2点目の協議したとおっしゃいましたけども、一度集まって協議した。真剣にこの内容をあなた論議してないじゃないですか、その話やったら。諸般の情勢とかいろいろ言うてはるけど、複雑多岐にわたって、何が複雑多岐にわたるんですかって。

私、1、2、3、4、5、6のうちの1番目なんですけど、これ。自治意識の向上、それはそのとおりなんですよ、あなたのおっしゃるとおり。市民ニーズとか市民の意識は向上してます。それに対してこたえるために議会は何をすべきかと。当然そうなんです。そういう意味では、おっしゃる面を私は否定はしません。

だから、協議したけど一度だけやったという話でこういう議案を出される。例えば市が、提案者である市長が、そういう形で一度だけやって、後はもう説明なしでやったというような話、それも一部の人のみでやったら、あなたやったら怒りませんか、理事者がやったら。理事者がやたらかんかんになって怒るのに、議会無視や言うてんの、我々議員無視やないですか、逆に言うたら。おっしゃってることがつづいてないと言うんです。私は、余り高度な議論をしてるつもりないんですけどもね。

それで、3点目の1人1,000万円ぐらいで、3人減らせば3,000万円、4年で1億2,000万円。それだけが改革じゃないでしょう。後ほど出てくる議案もありますけど、こういう議案も問題ですよ。おのれだけ得手勝手な議案の出し方もね、問題ですよ。これをあわせてどうするかを協議するのが、僕は本来の議会のあり方やということ言うてんです。それをやれば、私、何もこんなこと言う必要ないんですよ。その点、ひとつどういう考え方なのか、再度お答えいただければと思います。

20人が適正だと思うと。それは自分が思ってるんですよ。協議したらどれが適正か。18人が適正かもわかりませんやん。それはあなたが思ってる20人が適正やから、皆さん賛成くれたんですよという言い方になると思うんですが、しかし議論すればどうなのかといたら、また変わりますよ。議論しないままやってるわけやから、適正

かどうかの判断つきませんよ、我々は。

だから、地方自治法においてどうなのかと、そんなことあかんとするてるのかと。たしか地方自治法をお聞きしたと思うんですがね、何条なんです。こんな答えをもらうのは失礼かと思うんで、91条の6にありますわ。

少なくとも議員である限りは、そのことを明確にしなから、だれが言ったってこれは当然やでと、あなたの出したのは同会派やから、私もその意味では賛成するんだけど、ちょっとあるけど賛成するんだ、そんな話とは違うというふうにとらえてもらわなかったらいけないんじゃないかなというふうに思います。

だから、5で言っていることなんですけど、議論はしていないというふうに言われてしまったら、これどないしようかいなと思うたんやけど、議長、どないしましょう。議論していないやつを出されてしまって……。

市民がたくさんそんな言うてるからするんやというようなね。私たちが支えてきてくれた市民もあるわけでしょう。その方々に聞いたら、そんなもん減らせ言うてませんよ。やっぱり頼みにいける先生ようけおたらええわと言うわ。

その比率で減らすなら、3,000万円減らすなら、どっから減らしたらええんですか。議会全体の歳費から減らす、諸経費から減らす、それをトータルして、なおかつこれやったら議会でも1人が2人でも減らそうかと、これがものすごく市の財政に寄与するんだと。市民がだれが見ても、ここでごちゃごちゃ言うてるんじゃないしに、こういう形で市はいきますよという、議会報でもこういうふうにはやりますよというふうには何で出させないんですか。議会の委員長でしたかね、広報の。

そういう協議一回もしてませんやない。議会報の中にも協議したものを載せたらどうですか。その責任ないんですか、あなた。そんなこと、諸般の情勢、答弁できませんと言われる。あなたは活動してます。先ほどこの中にあったんですが、議会議員の活動ということで、活性化しというふうには10であるんですが、議員一人一人がちゃんとした働きをすべきであると言うてんですよ、あなたのお答えは。なら、今、私が言うたことは

ちゃんとしてますか。してるんですか、それは。提案者でありますから言うてるんですよ。他の方だったら、他の方に言いますよ。してますか、このことと合うてますか。私の言葉でつづくってるかと言うんです。合ってますか。私は、合っていないと思ってるんです。合ってると思ったら、あなた答えてください。

情報提供すべき、本来の仕事をすれば活性化すると、こういうふうな答え方なんですよ。情報提供というのは何なんですか。それぞれみずからがみずからを支えてくれた人たちがおるのも、これも1つでしょう。あなたが、私が先ほど申し上げた議会報ですか、これを出すのもこれじゃないですか。それ一度も出してないじゃないですか、こんな大事な問題があるのに。市民が知らない間に、あ、減ったんやて。あ、そうけえで、それでしまいや。自慢になりませんよ、こんなもん。

だれかさんがおっしゃってましたよ。私は出てくるときに議員減らすんやて出てきたんやというて。なぜ減らすんかということが問題なんですよ。それは、あなたがおっしゃってる行財政改革に寄与するんだという、これがポイントだと思うんですよ。僕はそれは合うてるんです、基本的には。ならば、他のこともということ言うてるんです。それを出さないまま、これだけシュツと抜いてやるというようなやり方と、協議もせんままやるというやり方は、正しいことじゃないというふうに私は指摘してるんです。

他に答えてくれないとこもあったな。さっきも言いましたね。私、議場で論議すればよいというふうな、こんなことはちょっとどうかと思う。

あなたは、すぐれて先ほども申し上げたように財政問題であると言う。国会議員とかそういう問題にいつも答えてくれないですよ。そういうものを本来はいつも議会で議決して、それを送るわけでしょう。議員削減、例えば参議院をなくせやとか、一院制にせえとか、そんな話は本来は議会改革、今のあり方の問題、財務省のやり方、こんな問題を我々はやっぱり議会としてきちっとすべきものでしょう。

それをなしにしたまま、自分だけ あなた行財政改革と言いましたね。国は市町村合併で何が

ねらいなんですかと言うてるんです、私、あれは。これ、地方を痛めてますよ。我々はやむを得ず

市長はそうやと思うんですが、私もやむを得ず、合併しなかったら市民を守れないから合併ということで進んでる。こんなバラ色やと思てませんよ、こんな合併そのもんは。そうしなかったら、今のままでは財政破綻を起こして、赤字再建団体になって市民に負担を大きくかけるから問題だと言ってるんですよ。そのことは市の責任じゃないですよ、これ。

ただ、あなたが提案されてますように、今、国策とか複雑多岐にわたりとか書いてますよね、2行目、3行目。ここですよ、問題は。しかしながら、あなたのおっしゃってる意味、わかります。自分らでできることしましよやと、言うてる意味わかりますよ。だからこそ、トータルとしてやらなきゃならないんじゃないんですか。それを放置したまま、1回ぐらい集まって協議して、それでしまいやと、こんな話はないでしょうがよ。こんな大事な議案出すのに、そんなやり方というのは世の中通りませんよ。通ってしまったら、議会の決議で通りますけどね。前半で最初1個だけ先にやりましたけど、答えてください。

議長（堀口武視君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 再度の御質問にお答えいたします。

まず、この提案理由の中に書いてあるように、地域住民の自治意識の高揚と地方自治の進展に伴いということなんですけども、これは現在の中の住民自治の大半というものは、やはり住民自治団体が主に行ってると思っております。

議員は、主に団体自治の領域で本来の意思決定機関としての権能を発揮する方がよいと思っております。そのためにも専門特化し、執行機関とともに政策立案能力を高めるべきだと思っております。もちろん、監視・監査機能、さらには政策評価、実績評価ができる必要があると思っております。こういう地方自治の高まりと地方自治の進展という中に、やはり議会議員としてのやるべきことは、もっとしっかりやるべきじゃないかと思っております。

それと、財政問題で合併しなければやっていけ

ないというふうな御質問があったと思うんですけども、これはやはり私が主張してるように、合併は1万以下の町村を合併させることによって、財政的に要は交付金等々を減らした中で国は立て直そうとしてるといふふうに私は理解しております。

合併しなければ赤字再建団体に陥ると、市民が不幸になるよというふうな形の質問だったと思うんですけども、私は今この財政改革をやっておる中で、財政健全化計画をやり遂げれば、この泉南市の財政、要は累積赤字一掃した中で単年度収支も黒字になるというふうな約束を市民に示してる以上、やはりここにもっと傾注した中でやっていければ、私、6万5,000の要は泉南市がもっとよくなるのではないかと思います。それから、小さな行政府でやっていくことは、私はより効率的な形になってくるんじゃないかと思っております。

それと、協議をなぜしなかったのかというふうな御質問でしたけども、当初、1回目あたり出したときに、その前にある一定、協議は非公式ではありましたけどもやりました。そういう中で、その後流れたり、いろんな事情のもとで、やはり正式に議論をする場が持てなかったというのも1つの事実でございますし、巴里議員がいろんなことを言われました。そういうことは、私も重々承知はしてはいたんですけども、やはり結果として、今回この議場でもって議論さしていただいているというふうな状況でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀口武視君） 巴里議員に申し上げます。

4回目ですから、もう1回だけ。巴里議員。

22番（巴里英一君） 非常に答弁矛盾してないですか。財政健全化計画がいけるんだったら、何も議員のこといらわんでもいいじゃないですか。矛盾してませんか。なあ、議長。

それで、当初に戻りますけども。あなた、自治ってどういうことなのか。自治って何なんですか、この文字は。自治が自治として機能しない、権能が発揮できない問題があるんですよ、今、ずうっとこれ集権制度で。自治というのは、地方が独立したもんなんですよ。地方公共団体という法律の中で縛られるんじゃない。枠の中に入ってるんで

すよ。みずから治めると書いてますよ、自治というのは。国が右いったから左へいったというふうな話と違うんですよ。

私が言うてんのは、合併したら万歳だと言ってませんで、いっこも初めから。言うてませんよ。あなたは非常に数字に詳しいですから、ならお示し願えますか。あなたのシミュレーション、これ今おっしゃったから、財政再建計画。言うてるんですよ、あなたが。お示し願えますか。それで、この議員削減とどうつながるんか、できたらお示し願えたらええと思うんですが、そうならないでしょう。なりますか。ここ、自信あったら言うてくれたら結構なんです、どなたか。こんな絶対合いませんわ。

市が財政再建の実施計画、いわゆるシミュレーションを図っても、全面的に信用するとかしないとかやなしに、我々自身が収支計算をしたらなるんかと見ただけでも大体わかりますわ、財政収支見てたら。過去からここ3年くらいずっと見たらわかりますよ。これ議員なされとったら、必ずわかるはずなんです。あなたは、それで片一方でいける言うてる。それで片一方は……。そんな片一方は市の数字をかりてやらんと、あなた自身の数字でやりはったら僕はいいと思うんですよ、この場合は。そやないと矛盾を起こしてますよ、この形は。答え方ですね。これ、3回で規定されますけども。

そこで、私はある意味では、だからここで議論するんじゃないし、もっと事前にいろいろやっつけば、ここで一、二回で済むじゃないですかと言うてるんですよ。それをあなた、しないことの責任なんか何にも言うてませんやんか。忘れたというて、都合悪いこと忘れたと言うてましたけども、小佐野賢治じゃあるまいし。小佐野賢治やったかな。記憶にございませんで言うたのと同じことなんですよ。

諸般の事情とか諸般の情勢とか言うたら、諸般というのはたくさんあるんですよ。今、議会で出すべきでない時期として判断しましたと、これも諸般の事情ですよ。できるだけ多くの人々に賛同いただくための時間をいただくと、周知するためにと、これも事情ですよ。

こういう言い方で答えていただいたら、あ、なるほどなあと思いますよ。そらそうやと。そう答えたら、またその間何かしましたかと、こう聞くからね、私は。余り言うたら、巴里さんそのくらいにせえ、そのくらいにせえと言うてはるんで、もうこれ以上お聞きしませんけども、あなたが調べられた内容は、いろいろとあると思うんですが、私が違うところからお聞きしてるんで、非常に今までと違う形の質疑になってるか、質問になってるかと思えますけどね、ひとつそういう意味で全般を踏まえて、もう一度答弁してください、これが最後になるということなんで。

議長（堀口武視君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 健全化計画のことを言われました。そういう中で、自治とは何か、自治体は独立していると。それは巴里議員のおっしゃるとおりでございます。それですから、各地方自治体はほかからの、要はほかからというのは、府なり国からの横やりというんですか、どっちかいうたら。そういうことはやはりできないと。自治体として独立している以上、泉南市が何をやるべきかということは、泉南市自体が考えるべきであると私は理解しております。

そういう中で、財政シミュレーションもちゃんとやったのかというふうな形、しかしそういう中で、なぜ今回議員定数の削減なのかというふうな形で私は理解をしたと思うんですけども、先ほどの答弁の中でも、まだやるべきことはたくさんありますと、今回はこういう形の中で議員定数を削減する中で、やはり削減することと議員の仕事は一致しないと私は思うわけです。

しかし、議員本来の仕事をすることによって、もっと市民に、やっぱり今の泉南市議会はどうあるべきかということを知らしめることも私は必要だと思っておりますし、巴里議員が今まで私のつたない答弁の中でいろんな質問をされましたけども、そういう中で、私が考えている中で、やっぱり巴里議員さんのおっしゃるのも一理あると思えますけども、私自身、今回賛同いただいた議員各位におかれましては、今回こういう形でいこうということで、ある程度の御答弁をさせていただいておるんですけども、最終的には見解の違いかな

という感じもせんわけでもないんです。そういうことでよろしくお願ひいたします。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

島原議員。

16番（島原正嗣君） 同じ会派の者が提案をして、同士討ちではないかという御批判もあろうと思いますが、そこはひとつお許しをいただきたいと思えます。同士であろうと兄弟であろうと親であろうと兄貴であろうと、言うべきことはきちっと言って、事をただししておくことは必要でないかというふうに思えます。

これはほかの事案と違ひまして、議員一人一人の身分にかかわる問題でもございますし、市民に対する議員一人一人の考え方も違うわけでありますから、大いにそれぞれの議員が議論を展開して、最善の方向で結論を出すということにしてほしいなというふうに思えます。

今回のこの議員定数削減の議案提案前に、議長の方、いろいろ御配慮をいただきまして、議長経験者が議長室で何かいい、円満に解決するような方策はないかということの御趣旨をいただきまして、それぞれ検討しましたけれども、最終的には1つの案というものも出ずして、結果的に議場の中で議論をしようということに相なりました。

できれば、賛成、反対ということではなしに、お互いが一致協力して、市民のためにどのような議会構成にするか、どのような定数にするかということも含めて考えてはどうですかというようなことをいろいろ議論しましたけれども、結果的に今申し上げましたような形になりましたことは非常に残念に思いますが、議長の御配慮に対しては敬意を表したいと思えます。

そこで、1つは議員定数、泉南市の場合は法定数は36名であります。人口6万5,000くらいありますので、大体それくらいではないかというふうに思えます。ちょっと事務局を通して議長会の方で全国平均を調べてもらいました。

大体、人口6万から7万の人口構成で全国で62市。1人当たりの平均議員定数は、それを合計しますと1,530人、それを62で割りますと、平均議員定数が24.67であります。平均25人と、こういうことになっております。本市の場合

は23人でありますから、全国平均よりやや低いと、こういう状況でありますね。

一番高いのは、水沢市というところが人口6万で法定数36、条例定数が30名ということになっております。ほか、いろいろございますけれども、本市の場合は、批判をされるような議員数では結果的にないということだけは、明確に申し上げておきたいと思っております。

それで、本来私は議会としてもやらなければならないことは、この現在ある地方自治法に定められた法律改正をまずさすべきではないかなというふうに思います。法的には36名でいけるわけがありますから、それを上回るとかどうこうというようなことは別でありますけれども、それ以下の議員定数に抑えてる場合は、結構それだけでもいいのではないかと、何1つ法律に抵触していないし、法を曲げてもないのではないかと。まず、変えなければならないのは、この法律を時代に合ったように、人口構成に比してそれぞれの市町村の議員定数を再検討すべきではないかなというふうな思いもいたしております。

それから、法律が今度改正をされまして、年4回の定例会は御存じのように自由化されました。年間10回開こうと毎月1回ずつ議会を開こうとも、これはそれぞれの自治体の裁量権にゆだねることになっております。これからの議会は、そういった意味ではもっともっと議会を開催していただいて、専決処分等の割かし少ないように運営ができるのではないかと、開かれたものができるのではないかなというふうに思っております。

それと、もう1つは、問題は、私はかねがね申し上げておりますように、3月の定例会にも市長の方に市長は問題に直接関係ありませんけれども、市長の方でも15%程度賃金カットされておりますし、一般職員におきまして1%ですか、それぞれカットしております。泉南市の議会は、ただの1円もカットを現在のところしておりません。私が昭和35年に議員になったときは、歳費が歳費というんか、私が議員になったときは、こんなものがあるかなというふうに疑問に思ったんですが、9,000円の歳費でありました。今、まさに50万円ですね。この9,000円はたしか

1年間に3回か4回に分けて支給をしておったと思います。これは遠い昔の話でございますけれども、そういう時代も歴史として流れてきたということだけを認識していただきたいと思っております。

そこで、私の申し上げたい一番大きな問題は、現在まで泉南市は定例会と称するものは、御存じのようにこれは法的に義務づけられておりますから年4回の定例会、そのほか年一、二回の臨時議会というものがございます。

そうしますと、1回の定例会に要する日程は約10日間、年間にしますと40日ですね。これは、まさに議会に与えられた責任でありますから、皆、登庁いたします。そのほか、年間四、五回程度の常任委員会と申しますが、常任委員協議会を開催してまいりました。これも大体、年間、定例会前に1回か2回開くわけがありますから四、五回程度であります。特別委員会も、年間4回の定例会に合わせて四、五回程度。代表者会議も大体それくらいではないかなというふうに思います。全員協議会につきましては、最近は余り開かれてないようではありますが、これは年二、三回程度ではないかと。

泉南市における各種審議会に参加をしている議員、大体これも3回か4回か、全部の審議会が開催をするというわけではありません。それから、清掃、南部・中部下水の会議、それから隔離病舎、これも1回程度だと思います。これを合わせて大体4回。

そうしますと、定例会の大体40日間の時間に直しますと、40日の上に5日程度プラスします。これは、常任委員会とか何とかという感じの委員会ではありますが、プラス2日間というのは、今申し上げました審議会とか全員協議会とか代表者会議というのを含まれても、年間トータル50日程度であります。

ですから、支払ってる歳費、各委員会の視察費とか、あるいは法的に決められております政務調査費、これを除いてであります。年間約840万円。実働日数400時間。これを時間に換算いたしますと、大体1時間当たり1万9,000円程度になるわけであります。

これはもちろんボーナスを入れての840万円

ですが、こういう状況から見ましても、私は議員というもののもらっている歳費の中身は、労働に対する正当な報酬なのか、あるいは生活給に対する報酬なのか、こういう視点から考えましても、抜群に、これは地方議会だけではなくに国会も府会もそうですけれども、非常に高い立場にあるのではないか。

そのほかに今、議員が掛ける年金というのは、議員で毎月5万円何ぼ、大体歳費の1割であります。5万幾らか払ってるんですが、その上にまた、税金の中から、役所の方から5万幾ら上積みをして10万ちょっとになってると思います。これも今、国会で問題になってますように、年金制度の改革とともに廃止をされるのではないかなというふうに思っております。

そういう点からいたしまして、先ほどの御質問の中でもありましたように、議員削減と歳費の関係は特別に関連はないというふうに言われておりますけれども、けさほどの新聞を見ましても、泉佐野市におきましては、今年度からありませんけれども、一時金の支給については若干カットしていくという決定もされておると思います。

私は、どうせするなら議員定数削減と同時に、議会議員の歳費もカットするべきではないかということをお願いしてきてるわけでありまして、5%にするのか10%にするのか、これはまた別でありますけれども、一般職も今申し上げましたような、非常に苦しい立場で1%のカットをしているということでありまして。

ですから、ある意味では、私はこの際お互い、23人おるわけでありまして、それぞれの思惑、考え方はあるんでしょうけれども、時間数にして1日1万9,000円、8時間掛けると10数万円の金額になります。登庁する年間の日数は50日程度、こういう点からしても、私はこの際少し考えなければならぬ問題ではなからうかというふうに思いますが、今、御提案されてる中で、できれば歳費問題も含めて削減するような考えはないのかどうかですね。

あるいは、提案者は泉南市で支給している50万円の歳費は、どこから見ても妥当であり、市民の立場から見ても、あるいは公的な機関から見ま

しても十分であるということなのかどうか、あるいは今、泉南市が置かれている立場、財政、財政ということをおかれておるわけでありまして、一番手っ取り早いのは、みずからの歳費を1割でも2割でも引いていくということの方が市民には非常にわかりやすい、このように思うわけでありまして、この点についてどのようにお考えをされているのか、お答えをいただきたいと思っております。まず、それからお答えしてください。

議長（堀口武視君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 島原議員の質問にお答えいたします。

まず、定数問題で泉南市の人口規模であれば、法定数は36名というふうなお尋ねをされたんですけども、平成15年1月1日に市町村会議員定数の改正の内容ということで、人口5万以上15万未満については一応30名というふうな条例定数に変わっておりますので、先ほど提案文の中にも述べましたように、今、自治省の定数は30名ですけどもということで述べさせていただきました。

また、全国平均で6万から7万の人口規模の中で62市あってということで、この件について平均すると約25名というふうな御質問でした。これは全国的に見ますと、やはり議員の数というのは、東北、北海道地域は議員の数が多うございます。そういう中で、この議員定数について、数が多いのは、特に近畿地方、特にこの大阪あたりが一番議員定数の削減については顕著に出てきてるというふうなことでございまして、そういう動きの中で今回提案させていただいてるわけでございます。

また、地方自治法の改正の中で、やはりもっともっと実情に合ったような定数にしていくべきでないかと、もっと自治省、総務省あたりに働きかける必要があるんじゃないかというふうな御質問だったと思うんですけども、私はそれについては、もっと実情に合った方向でいくようにしなければならぬと思っております。

それと、年4回の定例会等々述べられた中で、実働時間が年間50日程度で、時間当たりコスト計算すると、大体1万9,000円程度になるとい

うことの御質問の中で、歳費の中身は生活費なのか議員としての活動費なのかというふうな御質問だったと思うんですけども、私はだんだん、だんだん今多様化する中で、やはり議員は専門化してきてると思います。そういう中での活動をするための費用だと思っております。そういう中で、削減と歳費の問題の中で、今回は削減という形で提案させていただいております。

カットもした方が市民感情に合うんじゃないか、妥当ではないかというふうな御質問だったと思うんですけども、今回我々は3名削減することで御提案申し上げております。カットについても、この後の議案の中に出てきてると思うんですけども、その辺でも議論する必要があるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 先ほど申し上げました議員定数の調べの問題であります。これ日にちを言ってくればよろしいんですけども、平成13年12月31日現在の資料にはそのように書かれておまして、後で5万以上から10万までの分ですか、30名という改正があったと、こういうことですが、それにしても今申し上げました法定数には何ら差し支えないというふうな状況ではないかなというふうに思っております。

私も基本的には我が会派から出ているわけありますから、賛成をしますということは前もって言うてんですけども、問題は市民感情からすれば、やはり議員の削減と歳費の関係というものは、私は密接不可分の関係にあると思うんです。議員を減らしたから従来も歳費を上げましょうという話も再三聞きました。けれども、こういう御時世であります。議員年金まで、あるいは厚生年金まで、国民年金までいろんな問題、社会的な問題として挙げられてる以上、議会もこの辺で議員定数と議会の歳費を並列して削減してはどうかと、これも私は市民に示す1つのあり方ではないでしょうかというふうに思います。

議員に一番こたえるのは、私もそうですけれども、議員も歳費を下げますと、退職される方については恐縮ですけども、5万でも10万でも下

げられると、年金ということについても影響がありますから、そういうことは私もよくわかっております。

しかし、今申し上げましたような内容の中で、年間わずか50日と。そんな中で840万円の歳費をいまだに私もいただいておりますが、そういう中から行政全般を眺めても、一般職員ですら削減をしているのに、議員だけがのうと1円のカットもせんとこのままの状態と構わないという認識は、私は少なくとも良心に従っていかがなものであろうかなというふうに思います。

したがって、歳費は歳費、議員定数は議員定数という判断をするなら別でありますけれども、本来議員定数と歳費ということの兼ね合いは、きょう考えなくとも近い将来は何か考えないと、私は、将来市民の批判を仰ぐのではないだろうか。

また、もう1つは合併問題も8月の投票を見ないとどうなるかわかりませんが、私は本来、8月の住民投票を終わってからでも遅くはないのではないかと、いまだにその持論は持っております。別に9月議会というものが立派にあるわけありますから、合併をしない場合は、聞くところによると現状そのままか、現状を若干下げないかではないか、そう思ってると思うんです。皆さんは。合併した場合は、もちろん議員の削減どころか8名か9名になるわけありますから、そういうことも含めて、総合的な、抜本的な話し合いを23名の議員の中でしてはどうかということもいまだに私は思っております。

きょうの休憩時間でも議長さんの方に、できたら議長、一回そういうことも含めて、歳費の問題も含めて再検討をお願いできないであろうかというお願いはしておきましたけれども、私は胸を張って50万円、泉南市の議会だけは、ということをやりますと、これはいかがなものだろうかというふうな感じがするわけあります。

1日1回の議会であれ委員会であれ出ますと17万円、こういうことになりますね。そういう数字的な計算をすれば、確かにそうなるんだろうけども、これはどこともやってるのではないかと、そういう持論もありましょう。しかし、私は今申し上げましたように、歳費もやはり議員の定数と

一緒に削減するんなら、たとえ1割でも、たとえ3割でもお互いにカットしようやないかということとは協議しても当然ではないかなというふうに思っています。ただ、疑問に残るのはそれだけです。

ですから、ひとつ将来的にどうなるかちょっとわかりませんが、本来、議員というのは、歳費でなしに定数割りの中から一定の固定給イコール議会1日幾らといういわゆる費用弁償方式に変わるだろうというような資料も出てますよ。議員年金はもう廃止しようという話も出てますよ。だから、何も議員定数だけがオールマイティーではない。議員定数だけが何も美德ではない。むしろ逆に余り少なくしても、また多くても問題はありますけれども、民主主義というのは、できるだけ一人一人の意見を聞いて行政に反映をさすということが、私は一番肝要ではないかなというふうに思います。

幾ら議員を削減しても、定数を削減しても、今度の10月の選挙にはだれでも出る権利があるわけですから、もっともっとそこらあたりを開かれたものに私どももみずから歳費問題も含めて検討すべきではないかなというふうに思います。

今、仮にこの案が通っても、この選挙から、10月の17日の告示の日からの適用ですから、これはちょっと時間も過ぎると。ある意味では、議員歳費をカットすると言うんなら、もう今月からでも1人当たり5万なり10万なりカットすればそれだけ財政的に潤ってくると、こういうことなんですよ。

ですから、私は、今やっておることには絶対反対ということではありません。これは明確に言えます。けども、会派でも言いましたように、やはり議員歳費も少しくらいは考えなければならぬという、そういう時期に来てるのではないかなというふうに思います。

だから、改めてもう一度、この歳費の問題もあわせて、本当に今やることが最善かどうかということについて、お答えをいただきたい。

議長（堀口武視君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 島原議員の再度の御質問の中に、歳費の削減も検討したらどうかというふうな御提案でございますけども、今回私らが提出

したのは、一応定数について削減をしようと。ですから、歳費削減については真っ向から反対しているわけではございませんけども、今回については一応定数削減だけで本議会に提示をしております

それと、50万円が実働からいって高過ぎるんじゃないか等々言われておるわけですけども、泉南市議会の議員歳費は、平成7年の年に多分50万円に改定になったと記憶しております。そういう中で、約10年間、50万という金額のもとで、今、議員として活動の資金としてやってるわけなんで、通常、地方公務員も含めた中で見ますと、年間1%ないし2%のベースアップになってると思います。そういう中で、最低1%としたら、やはり10年間で10%ということは、歳費の1割ですから5万円分は賃金として本来上がるべきものじゃなかったんかなと、これは個人的な判断をするわけです。

そういう中で、我々の歳費というのは、議会自身が決めるわけでもなしに、報酬審議会という公の立場を通してきて、今50万という金額が決められておりますんで、そういうことについて高い、安い、やはり我々の働き次第で高くなるか安くなるかと私は思っております。

そういう中で、冒頭申しましたように、今回は議員定数でお願いしてはおりますけども、いろんな問題点が多数ございます。その都度その都度解決していく必要があるんじゃないかと思っておりますんで、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀口武視君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 意見にかえておきますけども、余り同じ会派でやりとりすると見苦しいわいと、大半の方がそう思ってると思うんですが、しかし私は同じ会派であろうと、同じ党であろうと、自分の思っていることがきちっと行政に伝わり、議会に伝わってこそ、値打ちがあると思うんですよ。何ももう言うたらちょっとぐあい悪いからということじゃなしに、そら、やから言うんやったら別ですよ。正論は正論として、きちっと私は議論をすべきではないかと思うんです。

そういう意味では、今申し上げましたように、確かに歳費も平成7年の9月1日に50万円にな

ってるんです。それから上がっていない。歳費だけがと言うてますが、会社の場合は年功序列というのがありまして、勤続1年から30年なら30年という間、段階的な賃金格差をつくって、賃金標準をつくって支給されてる。いろんな職務手当も違うでしょうけども、議員だけは1年生であろうと100年生であろうと皆平等なんです。一般質問を何年やろうともくじ引きになるわけです、げっぺになるうと最初になるうと。

そういう公正な平等性は、確かに議会にはありますよ。けど、今、世の中で言われてるような不況の中で、議員だけがぬくぬくとただの1円もカットせんと、ボーナスは、何ぼもらい、歳費は1カ月50万円ももらい、調研費は年間60万円もらい、年4回の特別委員会を入れれば4回になるわけではありますが、その視察には毎回行っているのではないかと。

市長はちょっと遠慮してくれんかというようなことを言うたらしいんですけども、市長に言われる前に、私は歳費の問題、恐らく市長は余り表面に出して言わんですけども、おれ15%引いてんの議員が1%ぐらいカットしたらどうやと思っていると、えらい失礼な言い方ですよ。その顔を見たらそう思う、僕は。だから、市長にわざわざ言われてのこのこと我がもらってる給与をカットするということになしに、自主的に、確かに苦しいんですよ。

でも、今申し上げました労働の対価として、年間50日しか出てないのに840万円のお金をいただいているということは非常に心苦しいと、このように思うわけであります。

したがって、ぜひ私はこの問題についても、議長、ひとつさまざまな問題が残っておりますから、例えば年金問題にしても、あるいは調研費の問題にしても、たくさん残っているわけですから、できれば議長が中心になって円満な解決できるように御配慮いただきたい。

以上、要望として申し上げておきます。
議長（堀口武視君）ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論ありませんか。

成田議員。

18番（成田政彦君）議員提出議案10号に対する反対討論を行います。

憲法93条1項で、地方自治体の議事機関として議会を設置することを決め、地方自治法89条で設置を決めている。

議会には3つの機能があります。1、それぞれの地域の住民の意思を代表する。2、自治立法権に基づく立法機能。3、執行機関に対する批判、監視機能を持つ。特に、地方議会は独自の権限と役割を持ち、チェック・アンド・バランスということで執行機関をきちんとチェックできる、そういうことが必要であります。

私は、今回の定数削減については、1つは議会の機能、行政をチェックする機関としての役割を低下させ、住民自治を否定するものではないか。

2つ目は、執行部の場合はより行政に影響を持ちますけど、やはり市民は、社会的弱者や多くの市民の声が反映されません。

3番目は、地方自治体としてやるべき仕事を地方自治法2条で決めているが、そのために必要な議員数を定めています。極端に減らすことは、地方自治法の精神に反すると思います

4番目は、憲法で保障された政治に参加する機会を狭めるものとなります。

以上の点に基づいて、定数削減に反対するものであります。

議長（堀口武視君）ほかに。 巴里議員。
22番（巴里英一君）議員提出議案第10号について反対の立場で討論いたします。

先ほど論議をいたしました。非常に懇切丁寧にお答えいただいたかなと、60%ぐらいというふうに思います。

最初に、諸般の情勢ということをお聞きしたんですよ。ところが、その諸般の情勢は忘れたということでした。

一端を申し述べます。私の考える諸般の情勢とは、まず第1に、現在の政治と社会経済情勢のことだというふうに思いますが、それ以前に私は、旧態依然とした議会における改革とそのあり方を問うべきではないかというふうに考えるところであります。

つまり、議会は議会としての権能と機能のシス

テム改革こそ最も優先すべきものであるというふうに思います。そのことに何の提起、提案も行わずに、削減のみを提案することが市民の負託にこたえ得るということに、私は承知できないところであります。つまり、くみできないということでもあります。

特に、地方議会は議会議員としての党会派を結成します。そして、会派は政策集団として、機能の問題、つまりそのことを実行するため行政と対等に、特に地方議会は自治法における機能である、権能であります予算編成権の行使や政策立案能力を高める議会権能について、裏づけとなる予算措置など議員活動の保証こそ必要であるというふうに考えます。

ということから見たら、我々が行政に対抗できる手段としては、我々に調査及び立案でき得る政策集団が必要になります。ならば、それに対する経費というのが膨大になることは事実であります。しかし、本来の議員の任務としては、国会のようにそういったものがない限り、ある意味では行政の提案そのものをのまざるを得ない、対案として出てこないというところに議会の機能、権能の現在における弱さがあるんだというふうに私は思っております。

この削減案は、本当に市民の期待する削減案であるのかどうか、どこで検証したのかどうか。だから、市民が議員である私たちにどういった思いを託し、願いを実現するために私たちを議員として選出されたのか、負託されたのか、一体何なのか。この議員が思ってる感覚と市民が思ってる感覚との間に乖離はないのか。このことが検証されないまま、ただ削減のみにいくということについては、私は先ほど申し上げたように納得できないというところであります。

つまり、市民の議会と議員に対するとらえ方、また行政に対する議員の姿勢、こういった本当に市民の声や願い、期待にこたえる議会としての改革など、議会全体の問題としてみずから行動の結果として削減提案が出されるべきであります。

例えば、3,000万円と言われましたが、これが議会全体の調査経費として、むしろそちらへ積み上げて、そこで調査員なり立案する能力を持つ

人々を雇用すれば、議会の機能、権能、市民にこたえ得る内容は非常に高まるんじゃないか。こういったシステムの変換こそ本来の議会の持てる権能を発揮すべき機構なんです。おわかりですね。これを入れて改革を出されるというのであれば、私は大いに賛成であります。こういった観点、視点が提案趣旨には一切触れられておりません。

その意味で本議案が今年の3月以降、5度も目の見ないまま今日に至ることが問題ではなかったのか。そういった意味では、民主主義が欠落したまま提案されることに対しては私は反対をするという意味で、本議案に対して反対の立場で討論いたしました。

どうか私の思い、皆さん方の議会に対する、市民たちに対する思いを私とともに一緒になって考えていただくことをお願い申し上げて、反対討論といたします。ありがとうございました。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって議員提出議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

3時20分まで休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時21分 再開

副議長（井原正太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12 議員提出議案第11号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦君。

18番（成田政彦君） 議員提出議案第11号、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の

規定により提出する。平成16年6月21日提出。
提出者、泉南市会議員成田政彦。

提案理由。市民福祉の向上に資するため、その費用に充当するものである。

報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案。

報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表中、「議会議長月額570,000円」を「議会議長月額500,000円」に、「議会副議長月額520,000円」を「議会副議長月額470,000円」に、「議会議員月額500,000円」を「議会議員月額450,000円」に改める。

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

以上であります。

副議長（井原正太郎君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 巴里英一君。

22番（巴里英一君） 先ほど上山議員の議員提案がありまして、かなり多岐にわたって質問いたしました。これだけやらないというのはえらい不公平になりますので、成田議員にお聞きします。

現実には、いにしえから いにしえというよりも議会制度始まってから議員というのは生まれてきましたね。ありますね。議会制度始まってから議員でありましたね。公選制になったのは戦後です。当時は無報酬で、名誉職でずうっと納税額の多い方々になってはったんで、それはそれで機能してきた時代がありました。

近年 近年というよりここ数十年、三、四十年になりますか。もっとなりませんか。30年ぐらいですね、基本的には。それだけでは対応できない社会状況が起こってきて、議員に対する報酬の位置づけがはっきりしてきた。各市にもありますが、報酬審議会を開いて、そして議員の生活保障費としての形で現在までに至ってるわけでしょう。至ってますね。

こういう観点から見ると、このことが、これだけ出される これだけというよりもこの1つだけ、全体を議会議長が5万円削減、副議長が5万円削減、議員は5万円削減、これだけがあなたの考えてる、いわゆる財政に寄与するんだというふうな考え方なのか、これがね。

もう1点は、なぜこれだけ突出して出されるのか。先ほども上山議員に失礼なことを言ったかわかりませんが、一部のみの突出というやり方は、ちょっと議案の提出としてはおかしいんじゃないですかというのが私の論理です。なら、これも一緒です。なぜ、議会全体にかけてこのことを協議することを提案しないんですか。

以上。

副議長（井原正太郎君） 成田政彦君。

18番（成田政彦君） 財政に寄与する問題ではありますが、私どもは市当局がやっている行革そのものには賛成するものではありませんが、しかし新財政計画にも21億、それまでにも18億という、こういう財政の計画を行い、市民に対しても福祉、教育などは大きく削られました。また、職員の皆さんも、また市長も大体15%削られるなど、確かに今回、大体幅は議長で12%、それから副議長で9%、それで議員が12%ですから、全額として1,900万です、年額。これがすべて財政そのものに協力できるものではありませんが、しかし少しでも議員も身を正して、こういう厳しい財政の中で私は協力すべきではないかという考えであります。

財政減では1,900万円、ほんまにわずかです。今後、議員の歳費の問題については、巴里議員がおっしゃるように、これはやはり議員22人の皆さん方がきちんと論議して、議員の生活給はどうなるのか、そういうことは私はきちっと論議、そういう点では、ちょっと突出して出したのは失礼だと私も思っております。

今後ともこういう問題については、今回については皆さんの、ぜひ財政、こういう形で議員としても一定の、必要でないかと私は考えます。

議員については、私は専門職であります。そして、生活もあります。だから、一定の保障する必要はありますが、その点は議会の皆さん、我々も含めてよく議論して、額は決める必要があります。

以上です。

副議長（井原正太郎君） 巴里英一君。

22番（巴里英一君） 議員ね、矛盾した答弁やと思うんですよ。これ、あなたもう規定してますやん。決める前に規定して必要がありますなんて

答えられたら、もう質問する必要なくなるんやけども、あなたはというか、あなた方は日ごろ市の行財政改革に非常に厳しいし、その割にはみずからのことをやろうという、こういう行為ね。本当にこの気持ちがあるんなら、私はなぜ議会に提案しないんですか、議会にこの以前にと、先ほど言ったのと同じことなんですよ。

それで、皆さんどうですかということなげしないのかと言うてらんであって、市長が15%、職員が何%とパーセンテージは、こっちはそんなこと言うてらんと違う。パーセンテージは結果であって、市が行財政改革で財政で非常に苦しんでると、議会も考えようということで提案されるんだったら、もっと前にこういうことを出さなきゃならん。私たちは対抗上出したんだというような話は、やめといてもらえませんか。実現できないような話は、パフォーマンス的にやるのはやめといてくださいよ。

もっと、あなたが、いやそう違うと言うんなら、なぜ事前に議会に対して、議長に対して、正式にこれを諮ってくれということな代者会議なりに諮って、それであなたがけられたと言えは語弊ありますけども、拒否されたら、こういう単独で議会全体の部分なり、やっぱり歳費にかかわることについて、生活給と言うてますから、言うてる私も。そういう意味では協力するということに私もやぶさかでないですから、先ほど申し上げたのと同じことなんですよ。逆転のことを言うてらんで、今度は。

そんなんばらばらにするものじゃないですよ。その連動性というか、そういうものがこの案文に見受けられないし、案文を僕が聞いたのは、財政ですと聞いた。私は聞いたんであって、あなたはこの中に1つも目標、目的を書いてない。数字だけ並べて減らすなんて言うてらけども、理由がわからんですよ。聞いてそういう言い方しただけであって、本当にそうなんですよ。これがもし、あなたはどういう結果になるかは別として、やるんだったら、先ほどお答えなされたように協議することとは間違いはないんですよ。

副議長（井原正太郎君） 答弁を求めます。成田君。

18番（成田政彦君） 57万円と50万、副議長、議員の、それは前回は提案したので、これは私どもの提案であります。協議するということは、それは私どもも必要だと思います。

〔巴里英一君「議長、こんな答弁何回もやって、3回で終わりですと言われたら、こんな答弁になりませんよ、こんなことやったら。やるんかやらへんのかと聞いている」と呼ぶ〕

副議長（井原正太郎君） 巴里君。

22番（巴里英一君） これはこれでいいんですか、この答弁のやり方で、提案者は、これは大事な議案じゃないんですか。裁く議長として、これは大事な議案じゃないですか。そんな答弁されたら、議案論議しようというたつて、議案論議できませんよ。こんな提案の仕方というのは、何ぼ法に準じとっても失礼じゃないですか。きちっと理由を書かなあかんですよ、先ほどの提案者みたいに。内容はいろいろあったにしたら、論議する論点ないですよやないか、これしか。数字の論議やったら、また違いますよ。

それで、あなたは毎回出してますよね、この論議出すときに。あなたの僕、一緒ですよ、先ほど申し上げたのと、上山さんの。毎回出して、何で論議しない。あなた、余地あると言うたんか、先ほど。協力すべきだと思うということと、金額については、どう言うたんですかね。だれか私にかわってまた言うてくれる人あったらよろしいんやけども、あなた、それする気持ちがあるなら、なぜに事前にもっとやらんのですか。

ということは、私は失礼なことを言いましたよ。パフォーマンス的じゃないかと言うた。的と言ったんですよ。これが出されたから、さきの議案が出されるから出すんだというやり方はやめといてくださいと言うんです。そうじゃなしに、こうだという提案をもらったら、我々は真摯に議会として考えましようということな私は逆に申し上げているのに、あなた、切ったら棒みたいな返事ないですよ。ちゃんと答弁しなさいよ。矛盾してないですか。

副議長（井原正太郎君） 成田議員に申し上げます。ただいま質問者から、本議案の提案理由をさらに具体的に求められておりますので、答弁をお

願いいたします。成田君。

18番(成田政彦君) 今回の1,900万程度ですけど、7月1日からの提案ですので、いわゆる財政問題では即効性のある提案だと私は思います。

以上です。

〔巴里英一君「こんな答弁、議長、これでよろしいか」と呼ぶ〕

副議長(井原正太郎君) 一応3回と決められておりますので、もう1回許可いたしますが.....

〔巴里英一君「議長、違いますよ。2回ですよ」と呼ぶ〕

副議長(井原正太郎君) 失礼いたしました。巴里英一君。

22番(巴里英一君) いや、決定されてないですよ。すぐれて議長の運営なんですよ、議会整理権の。会議規則は2回ですよ。みんな当たり前やと思うてるけど、違うんですよ、3回というのは。ただ、長いことやっているから3回まで認めましょうというのが暗黙の了解だというふうな議会の運営だと思うんで別に議長、怒ってまへんよ。だから、これだと言われてしまったらそういうことになるんで。議長、聞いてって、今の答弁、あれ私の質問と合いますか。いやいや判断ですよ、整理権ですよってに。そんな自分とこが私の質問による答えんから、本来やったら議長、議長、答えと、そんなことずっと言うとしたやん、今まで。人を責めるときは平気でそう言うて、自分のときは都合のええ話しなさんな、そんな。やめますわ、もうこんな、やってられへんがな。よう答えんのやもん。次もいくで。

副議長(井原正太郎君) ほかに質問ございせんか。 島原議員。

16番(島原正嗣君) けさほど、議長には通告しておりませんが、日本共産党の控え室の方には、この議員歳費の削減問題で御質問させていただきますということで、懇切丁寧に御連絡をいたしました。したがって、御質問をさせていただきます。

1つは、本来こういう議案の出し方、条例なり何なりの提出の仕方は、提案理由を若干書いてるんですけども、今回の分は、先ほどの議員削減はかなり御丁寧に、何で削減するんだという理由説

明を書いておったんですが、提案者自身がもう口頭だけでいろいろ提案されとったようですけども、本来やはり形式としては、提案理由の説明をきちっと書くということが必要でないかなというふうに思いますよ。これに対して、提案者の答えをいただきたいと思います。

もう1つは、財政上の視点からこのように検討して削減していくんだということの結論のようでありますけれども、先ほどの議員定数条例では反対を提案者はされました。この議員の削減はあかんけれども、そのかわり歳費を削減すると、こういう提案だと思うんですが、この内容について、もっと詳しくお知らせをしていただきたいと思えます。

年間1,900万程度こういう削減をすれば経費が浮くと、こういうことなんでございますけれど、この1,900万というのは、これは議員に年間支払われる歳費及びボーナスですね、期末一時金等を含めて言われてるのかどうかですね。

議長、副議長、議員と、このような3点にわたって月額金額を提示してあるんですが、この積算の基準ですね。これだけの基準はどういう基準なのか、私たちにはちょっとわかりにくいんですが、何%、何%に決めてあるんですけども、この削減の基準値についてどういう判断をしておるのか、その点について、まず御答弁をいただきたい。

副議長(井原正太郎君) 成田君。

18番(成田政彦君) まず、提案理由は、市民福祉の向上に資するためその費用に充当するものであると、極めて簡単な内容になっただけですけど、先ほど説明しましたように、泉南市における財政赤字、そういうものに市の職員初め理事者も協力しとると。そういう点では、議員も一定そういう財政問題 我々いろいろ意見はあるんですけどね、一定のそういう身を正して協力すべきもんがあるんじゃないかという考えであります。

金額はどうかというと、大体5万円ですので、今23で3人減らしたら、3かける5、大体15万円ぐらい。ちょっと大ざっぱですよ。15万円ぐらいで、これを12カ月を掛けて計算したものです。だから、1,900万というのは正確でない。議長の場合のやつとこの部分に入れたら、もうち

よっと僕はふえると思うんです、この金額は。それは確かです。

それから、この1,900万が市の財政問題に貢献するものには間違いありませんけど、このことが全体の市の財政を大きく動かすようなお金までの額ではないと思います。一定歳費を減らすことによって、そういう市の財政に貢献するものがあるものじゃないかと、私は思っています。

〔島原正嗣君「議長、議員削減に答えてない。

議員削減に賛成しないのはなぜか」と呼ぶ〕副議長（井原正太郎君） 勝手にやりとりしないでください。積算の基準についての質問に対する答弁をお願いいたします。

18番（成田政彦君） 議員削減の問題は、先ほど私、反対討論したように、議員を削減することについては、民主主義の問題に関して、市民の声を広く吸収する、そういう立場から私どもは議員削減には反対であります。明確であります。

副議長（井原正太郎君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 何も意地悪い質問はしておりませんから、成田議員さんに提案者ですからお尋ねをさしていただいているんで、御了解をいただきたいと思えます。

きのうやきょうの仲と違いますから、そこは信頼し合った立場で御答弁をいただきたいと思えますが、ただ政策の違い、あなたは日本共産党、私は民主党という党籍を持っております。そういう視点から議論を展開することも大事ではないかなというふうに思えます。ただ、友情は友情としてまた守り抜きたいと思えます。

先ほど上山議員の提案にも質問をしましたように、現在いただいている歳費ですね。受けてる歳費が、いろいろ議員の問題、最近社会的に批判をされ出したんですけれども、特別職として果たしてそれにふさわしい給与なのか、歳費なのか、報酬なのかと、こういうことが議論をされてくると思うんですが、今申し上げましたように、私は前回も登庁日数、1年間で正確に来ないかんのは大体50日ぐらい、それで年間840万円程度の報酬をいただいと。

そういうことからして、党として考えるか、あるいは成田議員さんとして考えるかは別にして、

果たしてこのことが正当な労働の対価であるかどうか、正当な生活給であるかどうか。そういうことからすれば、歳費についてどういうふうな認識を持っておられるのか、見解を示していただきたいというふうに思うんです。

本来、行政にしる議会にしる、労働の対価として給与とか一時金とかボーナスというのは、民間企業の実態を見ながら大休人勤の方でお決めになって、国を初め各地方自治体の方で、そのことが選択肢の1つだと思うんですよね。ですから、考えようによっては高過ぎると言う人もありますし、低過ぎると言う人もあるんですけども、今のこの社会情勢の中では、やはり少し恵まれ過ぎてるのではないかなというような判断を私はしておるんです。

したがって、5%程度あるいは10%程度カットしてるわけではありますが、ここらあたりの認識をどのようにしているのか、これが1点です。

もう1点は、定数削減と議員歳費の問題は、直接関係がないと言えないわけでありまして。しかし、連動していえば、財政的なことからいえば、私は議員削減も経費の削減も歳費の削減も表裏一体のものだと、密接不可分の関係にあるというふうに思いますよ。その中で、ある意味ではお金の削減だけではなしに、議員の状況というものを世間一般的に見てどうなのかということも判断、選択肢の1つではないかなというふうに私は思うんですが、その点についてのお考え方をお示ししたい。

以上です。

副議長（井原正太郎君） 成田君。

18番（成田政彦君） 私も島原大先輩に続く議員を28年やっておりますけど、私は今日における地方議員というのは、もう専門職であり、これはやはり生活給として一定保障するべきものだと思います。ただし、その金額が高いか低いかについては、議員の場合は、多くの市民の皆さんから選ばれましたので、やはり第三者機関で金額そのものは僕は一定市民の皆さんが納得できるような、そういう額で選ぶべきではないかと私は思っています。歳費についてどう思うかというのは、私はそういう考えを持っております。

それから、議員定数と歳費の問題についてはどう思うかということですけど、島原議員さんは一体として考えるべきじゃないかという考えでありますけど、私は、定数削減という問題は議会制民主主義の根幹にかかわるものでありますので、これは分けて考えるべきではないかと思えます。

以上です。

副議長（井原正太郎君） 島原君。

16番（島原正嗣君） まだ後、政務調査費の議案が残っておりますから、もう意見にかえときますけども、1つは、時代の変遷というものをよく判断をされていると思うんですけども、私は、1つは議員定数と議員の歳費というものは、避けて通れない関連のある問題だというふうに今も認識をしております。

したがって、こういうそれぞれ議長、副議長、議員というふうに3分類をしてるわけですが、これも1党だけではなしに、せめて各会派の代表者 これは議運でなされたと思うんですけども、事前に印刷する前に、もう少し総合調整を、巴里さんがおっしゃったようにしたらどうかというような考えもございます

いずれにしても、こうした改正条例を出すのも、政党政治の責任で出せるわけですから、それを悪いかいいとか申しませんけれども、もっとやっぱり円満にいけるような対応をしてほしいなど、これが1点です。

あと、この歳費の高い低いは別にして、しかし今置かれてる泉南市の議会の現状というのは、先ほども申し上げましたように、市長の方では15%カット、職員の方は2%やったんですけども、最近1%ということになっておるようでありますが、やはり同じようにお互いに痛みを分かち合う、こういうことの姿勢のほうも大事ではないかなというふうに私は思います。小泉総理流に言いますと、給与いろいろ、内容いろいろ、人生いろいろと、こういうことですから、余り決めつけは申しませんけれども、そういうことの価値判断もぜひひとつ今後将来に生かせるような検討をしていただきたい。

以上です。

副議長（井原正太郎君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

副議長（井原正太郎君） ただいまの議長の宣告に対して異議がありますので、本件については、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（井原正太郎君） 起立少数であります。よって議員提出議案第11号は、否決されました。

次に、日程第13 議員提出議案第12号 泉南市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森君。

4番（大森和夫君） 議員提出議案第12号、泉南市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例。

泉南市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年泉南市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「月額50,000円」を「月額25,000円」に改める。

附則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。提案理由につきましては、市民福祉の維持、向上に資するため、その費用に充当するものである。

皆様方の御賛同をお願いいたします。

副議長（井原正太郎君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ございませんか。 巴里君。

22番（巴里英一君） ただいま議員提出議案12号で大森議員が提案者となりました。先ほど成田議員の問題について申し上げませんでした、若干島原議員が指摘されました。これも同じこと

で、市民福祉の維持、向上に資するため、その費用に充当するものだと、これはあなた規定してまずけどね、規定する権限持ってますか。歳入歳出については、理事者側が予算権の編成において行うものであって、議会そのものがこれを持つてると思うんですか。まず1点。

あなたは、この政務調査費が削減されることによって、議員は政務調査に必要な経費がこれで十分足りるというふうに思っておられるわけですか。私はむしろ逆の立場に立ってますが、先ほど前々回の議員削減の討論で申し上げました。その中身をやれば、とてもこの額ではおさまらないのはもう自明の理であります。そういった点はどのようにお考えなのか、お答えください。

議長（堀口武視君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 政務調査費の削減によって浮きますお金は、年間で690万円ということになります。これは提案理由にありますように、この浮いたお金を市民福祉の維持、向上に使っていただきたいということで、これが提案理由であって、実際にそういうことを施行するかどうかというのは、それは市長の権限に当たるものだと思います。ただ、私たちはこういう形で削減した費用を市民福祉に使ってくださいということであります。

それから、調査費が足りるのかどうかという問題ですけども、財政難の折でできるだけ少なく使う努力をするということで、どのようにしてこの金額を決めたかということの説明になると思うんですけども、今、近隣で一番低い額が2万円でした。人口等の兼ね合いもありますので、泉南市の財政状況に合わせて2万5,000円という規定をいたしました。ですから、これは努力によって5万円以下で、2万5,000円のできる場合もあるでしょうし、できないこともあるかもしれませんが、それは泉南市の財政状況、それから今の市民が置かれてる経済状況を考えて算出した金額であります。その点を御理解お願いいたします。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

巴里議員。

22番（巴里英一君） これ、あなた書いてますから言うてるんですよ。市民福祉の維持、向上に

資するため、その費用に充当するものであると言いつててます。それはあなたの権限ですかと聞いたんです。権能においてはできるんですかと聞いたんです。ただ、それに対して答えてないんですね。執行権にまで踏み込んでるわけでしょ、歳入歳出の。それはいいんですか、法に基づいていつも論理展開されてる大森さんとしては。

これは財政に寄与するという、先ほどの一助をなすとか、これは僕は十分それは当然やと思うからいいんですが、これは指定されてますから問題はないですか。問題ないんだっつらないと答えてくれたらいいし、あるんならある いや、あるということないな。問題ないというふうに答えるしかしゃあないと思うんですが、こういうことを指定歳入できるのか。これ、議長ちょっと判断してもらえませんか。こんなできますか。いやいや、議長は経験者ですからね。

これ2万5,000円に改めるとありますが、あなたはそれで余ってるんですね。皆さんの会派は随分余ってはるのね。余ってるんだつたら、私、方法を教えますが、それについてはお答えいただけますか。

議長（堀口武視君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 予算の執行権は、私にはありません。これは市長にあるということは、巴里議員のおっしゃるとおりであり、私自身もそれはわかってます。

今、説明しているのは、提案理由として削減する理由はどこにあるのかということです。それは削減した分を今こういう不況で市民が大変、それから財政難の折ですからその分を使ってくださいと。そういうことを理由にして、そういうことを目的にしまして政務調査費を削減しますというのが提案理由であります。執行権云々ということにかかわっては、ここでは述べておりません。

それから、政務調査費の金額ですけども、私が足りるかどうかというのは、例えばこの提案には直接関係ないことだと思います。ここに書いてあるとおり私が足りるから、足りないからということでこの問題を提案するんじゃなくて、政務調査費を減らすことによって、その財政を、ふえた分を何とか福祉に回すことはできないかということ

を、予算の執行権のある市長にお願いするというような形の提案ですから、余っているかどうかということは、私はこの提案には直接関係ないというふうに考えております。

議長（堀口武視君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） 議長、これ提案理由には関係ないですか。関係ないなんて言われたら、この提案そのものが崩れてしまいますよ。

議長（堀口武視君） 議長の判断としては、提案者がこういう形で提案されてますんで、あと決議のいかんによっては、議論を別の場でしていただきたいと思います。

以上です。

22番（巴里英一君） 違いますよ。だから、先ほど申し上げたやん。財政の一助となすというのはいいですよと言うてる。しかし、規定されてるんですかと聞いてるんです、法的に。間違いないですかと確かめてる、私は。それは間違いあるんかないかだけ答えてくれたらええ話ですよ。答えられないということは、あなたは、これはなじまないということなんですよ、提案理由に。首ひねってもうたら困る。

2点目は、あなたは、私はどうだけどとか言うてるけど、これは申請制度でしょう、議長。申請制度ですよ、調査費は。もらわなかったらいいんです。だから、党派でもらわなかったらいいんです、60万円。それだけ助かりますわ。だから、そういう意味ですよ。減らせどうのこの以前に、僕が言うてるのは、見直すんだったら、先ほども一緒なんですけど、全体の問題として、ずっとこんな同じように出してくるんやったら、もっと早く提案できるじゃないですか。調整できるじゃないですか。それなりに質問に対して反論されているわけですからね、そのことをなさないまま規定して出して、なじまないことをやるということ自身があなた方の党のやり方なんかと私は疑義を感じてるんですよ、このやり方は。

もう一つは、あなた議会の予算編成権、これからかかわって予算編成権になりますから、あなたはと思うんですか。歳入歳出にかかわってきますけど、これは成立されたら。大体、提案理由、これ自身がおかしいですからね。でも、私は答え

方持ってますよ、こういう質問されたら。あなた、これ質問に答えられますか。答えられないなら答えられないで結構ですよ。答えられないなら議長にお願いして、もう1回だけかなと思うんですが、よろしくお願いします。

議長（堀口武視君） 質問者の巴里議員に申し上げます。確かに指摘のとおりだとは思いますが、議会運営委員会の中で、これは本会議に上程されるということを前提のもとに議会運営委員会で審議されております。しかも、巴里議員は議会運営委員でございます。ひとつその辺よろしく。巴里議員。

22番（巴里英一君） 議長、それは意味違う。いや、それは違いますよ。我々、日程を審議するんであって、提案理由内容まで論議すべき立場と違いますよ、議会運営委員会は。あなた、見てみませんか、これを。これ見てもらったらわかります、議会運営委員会の役、任務というのは。これ一々出される中身まで私ら審議して、ええか悪いか言えませんね。賛成あるかないかで判断して、全会一致か単独提案かでしかできません。これはちょっと今のはなじまないと思うんですよ、僕の言うてることに。

議長（堀口武視君） 答弁ありますか。
大森議員。

4番（大森和夫君） 私が提案している内容というのは、政務調査費を減らすということなんです。何も市長とか予算の執行権がどこにあるかということ、それを変えるとかということの提案でなくて、私たちの提案は政務調査費を削ると、その削ったお金をこういう時勢ですからぜひ福祉の向上に使ってくださいということの提案であります。

それから、政務調査費ですけども、私たちはできるだけ使わないようにしてます。申請は5万円で申請してますけども、できるだけむだ遣いをせずに、余ったお金は返すということで対応しております。

以上であります。

議長（堀口武視君） ほかに 島原議員。

16番（島原正嗣君） 2点ほど質問したいと思います。

1つは、この政務調査費が高額なのか低額なの

かという判断は、それぞれに会派なり党派の関係の判断によって違いますから、私は高いとも言わないし、低いともよう言いません。

ただ、議員が議員らしい活動をするには、この政務調査費を使うことをいろいろ考えて、悪いお金に使うんじゃないかなというような感じに聞き取れるんですけども、私は正々堂々と使える金ではないかなと思いますよ。

年1回ピラを出すのに、大体、新聞折り込みで印刷費入れますと十二、三万円かかりますよ。定例会ごとに出しますと、もう40万円、50万円という金が一週に飛んでしまいます。出したいんだけど、年間60万円の金ではとてもついていけません。ですから、市政報告のあり方というものいろいろあるでしょうけども、年間2回はがきで簡単なミニ報告しても、大体印刷代入れますと1回10万円かかります。1,000枚くらい出してですね。それにしても、大方はがきだけでも年間20万程度かかるわけです。B4の形にして市政報告ということを入れますと、先ほど申し上げましたように、折り込み代だけでも11万くらい、全戸配布の場合かかりますね。私の地域は西信ですから、西信だけでも5,000戸ありますから5,000枚くらい必要です。

ですから、そういう意味では、この政務調査費は非常に議員活動に有効に、しかも助かっております、使えるように。私は、そういう意味ではこれは正当な議員活動の一環ではないかなと思います。

もう一つは、先ほどもどなたかおっしゃってあったんですが、巴里先生ですか、議会報告もいっつもしてないやないかと。うちの上山議員が委員長をしております。提案者が副委員長です。今、御提案になっている方ですね。この方が議会編集委員会の副委員長です。もうそろそろ出さないことし終わってまうでと。去年は1回も議会広報は出してないです。今年も役員改選あって大分日にちがたってるんですけども、何かいろいろ合併反対のピラは堂々と出るんですけども、ほんまの議会の中身の知りたい、肝心かなめの情報は、情報化時代と言いながら伝わっていない。これ正味、やっぱり問題だと思うんですね。そういう意味か

らしても、年1回の議会報だけでは市民は詳しい内容を知ることができない。

そういった意味で、個人個人の議員、考え方は違いますけれども、私は少なくともこの政務調査費はありがたくちょうだいをいたしておる。できればもっと上げてほしいなという気持ちですが、御答弁をいただきたい。

議長（堀口武視君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 私は、日ごろから島原議員の議員活動には敬意を表しているところであります。政務調査費が、ただこのお金を減らして福祉、教育に回そうという以外には他意はございません。先生も先ほど質問の中でおっしゃってましたように、こういう厳しい中、市長初め職員も給料等の削減をしている中、こういうことが必要だという点でやってるわけで、政務調査費が悪いとか、議員活動がどうのこうのということで減らすものではありません。福祉、教育に回すための目的であります。

以上であります。

議長（堀口武視君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） もう時間の関係もありますから、先ほど大森先生からお褒めの言葉をいただきましたので、もうこれくらいでやめさせていただきます。過去には日本共産党さんと一緒になって市政報告という感じでピラも数回出ささせていただいたということもございます。ですから、議員の方もできるだけ割安にさせていただいて、議会のすべての問題ができれば市民の皆さんに理解できるような会報なり議会報なりを提出したいなというふうに思っております。

したがって、福祉に回すことも結構ですけども、福祉の方は福祉の方で市長に考えていただいて、適正な判断をし、公正な市政運営ができるようにひとつお願いをしたいと思います。

以上、終わります。

議長（堀口武視君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） ちょっと1点だけお聞きいたします。

調査研究費の問題は、各議員これではとても足りないという場合が多いかと思いますが、こういう提案をする場合に4つの動因があると思うんで

すよね。1つは旧来の理論的な枠組み。もう1つは経験的な枠組みですね。経験則にみずから、及び議員全体の議員活動、その総括的な経験的法則と、それと提案する場合のアイデアですね。これから議員活動はどうあるべきかという問題。それと、巴里議員おっしゃった諸般の事情の政治経済的な財政的な部分、客観的状況ですね。この4点をかんがみて、こういう提案はなされるべきものであるというふうに私は考えております。

その4点についてお答えください。

議長（堀口武視君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 北出議員が4つの合意が必要という点では、私もその点については同じ考えでありますけども、ここにありますとおり、今回提案した理由というのは、単純に政務調査費を半減しようと。それは北出議員のようにいろんな調査とかで費用がかかる方もいらっしゃることは私もわかっております。ですけども、こういう市民の置かれてる状況とか財政状況、それから市長初め職員さんがみずから自分の身を削って市の財政難に対応していると。全部が全部、市長のやっける行革に私たちは賛成するものではありませんけども、そういう姿勢については見習うべきというか、議員もみずから身を削るところが必要であるということで提案したもので、北出議員が幾つか述べられた4つの合意について議論する必要は、この場ではないと思いますので、答弁はその点は差し控えさせていただきます。

議長（堀口武視君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可とすることに決まして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（堀口武視君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件について起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立少数であります。よって議員提出議案第12号は、否決されました。

次に、日程第14 議員提出議案第13号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し真砂 満君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。真砂 満君。21番（真砂 満君） 提案前に一部字句の修正がございますので、まずそれを御報告させていただきます。

案文の第5行目の後半部分の数字の部分です。6,658億円というふうになっておりますが、申しわけございません。6,558億円に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、意見書の案文を朗読させていただき、提案にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

平成15年6月の閣議決定で、政府は平成18年度までに国庫補助金4兆円の廃止・縮減、税源移譲、地方交付税の総額抑制の三位一体改革を進めることを確認した。

しかし、平成16年3月26日に成立した平成16年度政府予算は、国庫補助負担金の1兆円削減に対し、税源移譲については6,558億円にとどまっているなど、三位一体改革の初年度としては不十分なものである。

中でも、臨時財政対策債と合わせて今年度比12%のマイナスという地方交付税交付金の大幅な削減は、明らかに地方へのつけ回しであり、自治体の平成16年度予算編成に大きく支障をきたす事態となった。

平成16年度政府予算が地方交付税総額の急激な削減を目指すあまり、財源保障と財政調整を併せ持つ財政調整制度である地方交付税の役割を軽視し、自治体に混乱を生じさせる結果となったことは遺憾である。

平成17年度予算については、経済財政諮問会議で提示された骨太方針を受けて、新年度概算予算作成が開始されることとなる。

新年度予算における三位一体改革が効率性や財政コスト削減という視点だけではなく、地域住民

が安心して暮らすのに欠かせない事業の確保や公共サービスの持つセーフネット機能が担保され、地方への負担の押し付けを行うことのないよう、国の関係機関等に対し、地方財政の充実・強化を目指す立場から次のことを強く求める。

記

1、平成16年度予算における大幅な交付税削減が、自治体の予算編成に混乱を生じた結果をふまえ、平成17年度は地方財政再建と地方自治につながる財政改革を行うこと。

2、税源移譲を進めたとしても自治体間の財政力格差は存在するため、地方交付税制度の財源保障と財源調整の機能を堅持し、地方交付税の総額は確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。どうか御賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 北出議員。

12番（北出寧啓君） 賛成でございますが、何か質問させていただきたいと思います。

地方交付税等の現行の役割を代替する機能がほかに制度がまだできないんで、当然この機能は継続させなきゃならないわけですけども、簡単に言って、この地方交付税、日本の場合は、垂直的な調整機能なんでもいわゆる中央集権的な枠組みになっているわけですね。ドイツなんかは水平的調整機能というのがありまして、例えば州ごとの財政格差で、州から州へ移動するとか、そういうことが担保されてるわけです。

いわゆる地方交付税というのは、そもそも中央集権的な枠組みが非常に強いという制度的な特性を持っていますんで、今後その点に対して分権的財源構想の中で変更していかなきゃならないと思うんですけども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

補助金等の廃止の方向に向けていいわけですけども、地方交付税に関しては廃止ではなくて、変更、改革という形になると思います。とりわけ、提案者も御存じのように、財源配分で中央のそもそもの取り分が大き過ぎると。いわゆる財源の運

用に関しては逆転した比率になってるということはどう直していくかということで、今後分権的な財源構想の中で住民税、それから固定資産税、それから地域消費税等が新たな地方財源として担保されなきゃいけないというふうに流れが少しずつ出てきてると思うんですけども、その辺を提案者はどのように考えられるのか。

以上、2点についてお答えください。

議長（堀口武視君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 私、北出議員ほど勉強もしておりませんし、国の方に精通をいたしておりませんので、十分に答えられないということもまずもっておわびをしたいというふうに思います。

1点目の件につきましては、私がどう思うということではなくて、国の方できちっと議論をいただいていると。先般、麻生大臣の方から議長あてに麻生氏プランですか、私案というものが出されまして、それは各党派の方に資料として提示されているというふうに考えております。

一番大事なのは、三位一体そのものについては、今のこの国の財政でございますから、このことについては問題はないというふうに思ってます。ただ、先ほど提案の中で言いましたように、税源移譲される分が削減額と余りにかけ離れていると。こういったことでは地方はもうもたないわけでありまして、泉南市でも、今年度に限って申し上げますから、この間、議会として一生懸命議論している財政健全化計画そのものすら崩壊してしまう、そういった状況であります。

ですから、提案をさせていただいてますような形といいますか、中身について十分に国の方が地方のことを考えていただかなければいけないというふうに考えてるところでございます。

それと、2点目でございますけれども、今、地方が受ける財源移譲の部分が言われました。ただ、今、国の方が言われているのは、将来的に少なくなるであろう税源を地方の方に移譲しようというふうに考えられている節がありますので、そういった国がもうお荷物的になった税源だけ地方にもらうのではなくて、やはり安定した財源の移譲をいただかなければ地方はもたないというふうに考

えておりますので、今後ともそういったきちっとした議論が必要であるし、真に分権、地方のことは地方で考えて施行していく。そういった制度確立のためにも、税源移譲をしていただかなければ地方分権というのは成り立たないというふうに考えているところでございます。

その辺でどうか御容赦いただきたいと思えます。議長（堀口武視君）ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君）御異議なしと認めます。よって議員提出議案第13号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第15 議員提出議案第14号 介護保険の改善を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。11番（松本雪美君）議員提出議案第14号、介護保険の改善を求める意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

介護保険の改善を求める意見書（案）

介護保険は平成12月4月の施行後5年を経て、法に基づく全般にわたる検討と見直しの時期を迎えている。この間、高齢化の進行と制度の周知などがあいまって、要介護認定者がスタート時の約218万から平成15年12月には約376万へと約7割増加し、制度改善への国民の願いは切実になっている。

ところが、被保険者の拡大や給付対象の縮小、利用料の引き上げ、入所者の食費・居住費の自己負担の導入、障害者施策との統合などを検討する動きが伝えられ、高齢者と家族、関係者、国民の中に懸念が広がっている。

介護保険を安心して利用できる制度へ改善することは、国民共通の願いである。よって政府にお

かれては、介護保険制度の見直しに当たって、下記の点に十分、留意されるよう要望する。

記

- 1、介護保険料・利用料の引き上げや給食費・居住費の自己負担を導入しないこと。国庫負担を引き上げること。
- 2、保険料・利用料の低所得者向けの免除・軽減制度を国の制度として整備すること。
- 3、特別養護老人ホームを初めとする基盤整備、および介護予防対策の拡充をはかること。
- 4、障害者支援費制度との統合を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月29日

泉南市議会

以上です。御賛同よろしく申し上げます。

議長（堀口武視君）ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（堀口武視君）ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君）起立の結果、可否同数であります。

ただいま報告しましたとおり可否同数であります。よって地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を採決いたします。

本件について、議長は否決といたします。

次に、日程第16 議員提出議案第15号 浅田満容疑者らによるBSE対策助成金詐欺事件の徹底究明を求める意見書についてを議題といたし

ます。

本件に関し、提出者を代表し大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫君。4番（大森和夫君） 案文を朗読し、提案にかえます。

浅田満容疑者らによるBSE対策助成金

詐欺事件の徹底究明を求める意見書（案）

国のBSE（牛海綿状脳症）対策を悪用して、輸入肉を国産肉と偽造し助成金をだましとる事件が明らかになった。

牛肉買い上げ制度はBSE対策の全頭検査が始まる以前に解体された国産牛肉を買い上げ・焼却して消費者の不安を解消することが目的であった。

今回の事件は、輸入肉などを各地から買い取り市場隔離牛肉と偽って申請し税金をだましとった悪質なものである。また、多額の税金を使って実施する制度の公正さの点でも問題が指摘されており、公正さを確保しなかった政府の責任は厳しく問われなくてはならない。

当初から、制度を悪用して助成金をかすめとるうわさが流れていたにもかかわらず、市場隔離牛肉を示す解体処理の在庫証明書だけで助成金が受け取れること、肉買い上げの農林水産省担当職員の仲介や買い上げ申請業者名公表などをめぐる農水省の関与は不正を許すものとなっていた。

制度が作られる段階から大阪府同和食肉事業共同組合連合会会長で全国同和食肉事業協同組合連合会専務理事である浅田満容疑者や鈴木宗男前衆議院議員など族議員の圧力があつたことが判明するなど、事件の背景には政治家と官僚、業界の癒着があつたことが多方面から指摘されている。

よって、政府及び国会は、国民の税金を食い物にする犯罪を繰り返さないため、牛肉偽装事件の徹底解明とともに、政官業の癒着を解消されるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月29日

泉南市議会

御賛同よろしくお願い申し上げます

議長（堀口武視君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと

認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（堀口武視君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件について起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって議員提出議案第15号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第17 議員提出議案第17号 自衛隊の多国籍軍への参加表明の撤回とイラクからの即時撤退を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦君。18番（成田政彦君） 議員提出議案第17号、自衛隊の多国籍軍への参加表明の撤回とイラクからの即時撤退を求める意見書について、案文を朗読して提出したいと思います。

自衛隊の多国籍軍への参加表明の撤回と

イラクからの即時撤退を求める意見書（案）

イラク戦争の口実とされた大量破壊兵器は、もともとなかったことや、米軍による虐待や拷問の事実が判明し、イラク戦争の侵略性、無法さ、残虐さが明らかになってきた。イラクをはじめ、中東・アラブ諸国や世界中の人々は、アメリカの残虐な戦争に反対し、米軍などの占領軍のすみやかな撤退を求めている。

にもかかわらず、6月9日、小泉首相は、ブッシュ大統領にイラクに派兵した自衛隊の多国籍軍参加を表明した。

国連安保理決議1546は、米国防長官の書簡（多国籍軍を「統一指揮下」とし、その行動には武装勢力等との戦闘作戦をふくむことを明確にす

る)に留意すると述べており、こんな多国籍軍に自衛隊を参加させることは、武力による威嚇、武力の行使を厳格に禁止する憲法に違反することは明白である。

これは、多国籍軍の参加を「国連軍の目的・任務が武力行使を伴うものへの参加は憲法上許せない」としてきたこれまでの政府答弁とも相容れないものである。

このことは、自衛隊が海外でアメリカの戦争に参戦する海外派兵国家へ重大な一歩を踏み出すことにつながっており、憲法の平和原則にもとづき、世界の諸国民と平和裏に生きていく道を閉ざし、国際社会で孤立する道である。

よって、本市議会は、政府に対し自衛隊の多国籍軍への参加表明を撤回し、自衛隊派兵を中止し、現地にいる自衛隊を即時撤退させることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月29日

泉南市議会

よろしく申し上げます。

議長(堀口武視君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長(堀口武視君) ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(堀口武視君) 起立少数であります。よって議員提出議案第17号は、否決されました。

ただいま可決されました意見書につきましては議会の名において各関係機関に送付いたしますが、

その送付先につきましては議長に御一任を願いたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

これをもって平成16年第2回泉南市議定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後4時34分 閉会

(了)

署名議員

大阪府泉南市議会議長 堀口武視

大阪府泉南市議会議員 北出寧啓

大阪府泉南市議会議員 角谷英男